

官報

号外
平成二十八年三月九日

○第百九十回 参議院会議録第十一号

平成二十八年三月九日(水曜日)

午前十一時一分開議

○議事日程 第十一号

平成二十八年三月九日

午前十時 本会議

第一 所得税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(山崎正昭君) これより会議を開きます。

日程第一 所得税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本案について提出者の趣旨説明を求めます。財務大臣麻生太郎君

(国務大臣麻生太郎君登壇、拍手)

○国務大臣麻生太郎君 ただいま議題となりました所得税法等の一部を改正する法律案の趣旨を御説明させていただきます。

本法律案は、経済の好循環の確立、消費税率引上げに伴う低所得者への配慮、少子化対策・教育再生、地方創生の推進、国際課税の枠組みの再構築、震災からの復興支援等の観点から、国税に関

平成二十八年三月九日 参議院会議録第十一号

し、所要の改正を一体として行うものであります。以下、その大要を申し上げさせていただきます。

第一に、経済の好循環を確実なものとするため、法人税について税率の引下げ及び欠損金繰越控除制度の見直し等を行うこととしておりあります。

第二に、消費税率引上げに伴う低所得者への配慮のため、消費税の軽減税率制度の創設等を行うこととしておりあります。

第三に、少子化対策及び教育再生のため、三世代同居に対応した住宅のリフォームを支援するための住宅ローン控除の特例の創設、公益社団法人等に寄附した場合の所得税額の特別控除制度の見直し等を行うこととしておりあります。

第四に、地方創生の推進のため、認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除制度の創設、外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充等を行うこととしておりあります。

第五に、国際課税の枠組みを再構築するため、多国籍企業情報報告制度の創設等を行うこととしておりあります。

第六に、震災からの復興を支援するため、被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の登録免許税の特例の創設等を行うこととしておりあります。

所得税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

このほか、クレジットカードによる国税の納付制度の創設等を行うとともに、特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の特例等について、その適用期限の延長や整理合理化等を行うこととしておりあります。

以上、所得税法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を申し上げます。ご賛同を賜います。次第であります。(拍手)

○議長(山崎正昭君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。尾立源幸君

(尾立源幸君登壇、拍手)

○尾立源幸君 皆様、おはようございます。民主党・新緑風会の尾立源幸でございます。

私は、会派を代表して、所得税法等改正案について質問をいたします。

まずは、アベノミクスについて伺いをいたします。

三月二日の参議院予算委員会、安倍総理は、アベノミクスが失敗だという指摘は当たらないとおっしゃいました。答弁の中で、正規雇用者について、総理は、二十七年は二十六年に比べ二十六万人増えたと述べておられますが、民主党政権最後の年である二十四年の三千三百四十万人と比べると、安倍政権で三十六万人減少しています。

総理は、雇用は百万人以上増えたとおっしゃいますが、増えている労働者の多くは非正規労働者であり、正規労働者は減少しているのです。労働法制を改悪し、非正規で働く不安定な労働者が増えたことで胸を張る。総理、あなたは誰の味方で、どんな社会をつくりたいのでしょうか。総理、お答えください。

円安やGPIF、日銀の支えによる株高や度重なる法人税減税により、一部企業の業績は上がり、内部留保は二〇一五年十二月期で三百五十六兆円にまで積み上がっています。これは、一

年前に比べて二十三兆七千億円もの増加です。

一方で、円安の進行により輸入物価が値上がりしているのに、実質賃金が増えないため、国民の財布は痛め付けられる一方です。決まって支給する給与の実質賃金指数を見ると、四年連続対前年マイナスとなっています。

月給は増えないのに物の値段は上がる。そんな状態で家計による支出が増えるわけがありません。GDPの六割を占める個人消費が十分伸びないから実質GDPも十分に上がりません。これではアベノミクスはうまくいっていないとは言えません。

総理に伺います。

政府目標ともいえるべき経済財政に関する中長期試算において、平成二十七年の実質成長率の見込みは何%になっているのでしょうか。また、この数字を達成するために二十八年度一・三・三前期比年率何%程度の伸びが必要でしょうか。また、それは達成可能でしょうか。もし無理な場合、アベノミクスがうまくいっていないとおっしゃるのに、達成できない理由は何なのでしょう。

次に、安倍政権が犯そうとしている大きな罪である軽減税率について伺います。

低所得者への配慮の観点からなどと言いますが、酒類、外食を除く食料品全般を八%に据え置きたいゆる軽減税率を導入して得をするのは誰でしょうか。

軽減税率のために一兆円の財源が必要ですが、そのうち、所得が三百万円未満の方々が受けられる恩恵は一千億円に対して、所得が一千万円以上の方々は一千四百億円もの恩恵があります。これでは、逆進性対策ではなく金持ち優遇と言わざるを得ません。

また、軽減税率で税収不足が生じ、トータルで税収を確保するためにヨーロッパのように標準税率を高く設定しなければなりませんし、中小企業にとって事務手続が非常に煩雑になるという問題

点もあります。さらに、対象品目の線引きも困難で、新たな利権を生じさせるおそれが大いにあります。だからこそ、私たちは、一貫して軽減税率ではなく消費税の払戻しである給付付き税額控除の導入を主張してきました。

軽減税率で社会保障財源に一兆円もの穴が空きます。こんな大きな財源不足で、社会保障をどうするのですか。社会保障の充実を成し遂げる気がないと考えられますが、総理、いかがですか。

そもそも、税の世界には公平、中立、簡素という基本原則があります。軽減税率が公平、中立、簡素のそれぞれにどのようなところとついているのか、お答えいただきたい。やはり軽減税率は導入すべきではないと考えますが、総理の見解をお聞かせください。

消費税の一〇％への引上げについて伺います。総理は、これまで、リーマン級の経済ショックや大災害が起これなければ予定どおり引き上げるとおっしゃっておられました。しかし、最近になって、世界経済の大幅な収縮を引上げ延期の条件に挙げ出しました。

伊勢志摩サミットに向けて、国際金融経済分析会合を来週から五月まで開催されるそうですが、この会合はどのような人たちを招き、何を目的に開催するのですか。また、結局、そこで世界経済は縮小しつつあると言つのではないですか。総理の答弁を求めます。

五月十八日には一―三三三期のGDP速報値も出ます。少なくとも、二〇一五年度の成長率について、政府の見通しが達成できるような良い数字にはならないでしょう。その直後に、伊勢志摩サミットで世界経済の安定のために内需拡大が必要などと言つて、またもや経済対策、補正予算を組むと言ひ、世界経済が不安定だから消費税の引上げができないと言つて解散・総選挙をしようとしていませんか。消費税の引上げ延期は世界経済の安定に資するものとお考えでしょうか。総理のお

考えをお聞かせください。

ちまたでは、五月二十七日に消費税の引上げ延期を発表するなどとする報道もありますが、消費税引上げ延期の条件は何でしょうか。また、延期の理由として挙げている世界経済の大幅な収縮とは具体的にどのような状態を指すのでしょうか。

前回の引上げ延期の際には解散・総選挙をされましたが、仮に今回引上げ延期をするならば、改めて解散・総選挙が必要でしょうか。それとも、夏に予定されている参議院選挙で争点にすることで十分だとお考えでしょうか。また、仮に消費税の引上げ延期を行うとすると、財政健全化計画への影響についてどのようにお考えでしょうか。総理に明確にお答えいただきたい。

消費税率の引上げの前提として議員定数の大幅な削減という形で身を切るべきと考えますが、総理はこの点をどう考えますか。野田総理と約束した国会議員の定数削減についても、いつの間にか十削減にすり替えて、さらにアダムズ方式の導入時期をめぐり、総理が総裁を務められる自民党が全体の足を引っ張っているという論調の報道が多く出ています。衆議院の定数削減について、いつまでどのような方式で幾つ削減するかを、お得意の私が決めるで、総理から自民党総裁として表明をいただきたい。

さて、真の社会保障・税一体改革について述べます。それは、消費税を含む税制改革と社会保障給付と税制を一体化させることです。例えば、勤労所得税額控除がその例として挙げられます。これは、所得税の納税者に税額控除を与え、控除し切れない方や課税最低限以下の方には現金給付を行うものです。このように、社会保障給付と税制を一体化することは、制度の効率化にもつながり、まさに社会保障・税の一体改革と言えるものであります。

軽減税率をやめて、消費税の払戻しである給付

付き税額控除とともに勤労所得税額控除や子育て世帯を対象とする児童税額控除の導入を進めるべきと考えますが、総理、いかがでしょうか。

さて、もう一つ軽減税率の問題点を指摘したいと思ひます。それは、税の相談、徴収に当たる国税の現場についてです。今後、業務量が増加することは確実であるにもかかわらず、国税職員について定員査定は二十八年度も純減となつており、過去五年で延べ五百九十七人も削減されています。もちろん、現場の職員さんたちは真面目に懸命に与えられた職務をこなそうとするでしょう。しかし、業務量が増える一方、職員数が減る中で、それは人間的な職場環境と言えるでしょうか。

また、大きな問題として実地調査率の低下が挙げられます。平成元年度の実地調査率は、法人税であれば八・五％、所得税であれば二・三％であつたものが、平成二十五年度には、それぞれ三・〇％、一・〇％と低下しているのです。多くの納税者は真面目に納税してくださっていますが、所得税に至つては百年に一回の調査割合です。あつてはならないことですが、不届き者が出てきてもおかしくありません。

国税は、関税を扱う税関とともに、国の財政基盤である税による歳入確保という非常に重要な役割を果たしており、職員の皆さんも、使命感を持って高い士気の下、懸命に業務に取り組んでおられます。国税の場合は、人員を増やすことで税収増という効果も見込めます。ここは是非、緊急増員を含め、体制の整備が必要だと考えますが、総理の御所見をお伺ひいたします。

ここまで、軽減税率の問題点について指摘をしてきました。改めて、私たちは、無責任で問題だらけの軽減税率を前提とする消費税の再増税には断固反対し、軽減税率の即時撤回を求めま

最後に、改めて租税特別措置、いわゆる租税の問題を指摘します。

租税支出という観点及び政策の効果を検証するために、私たちは、租税特別措置透明化法を成立させ、様々な租税の適用実態を明らかにしました。

先日、二〇一四年度の適用実態が国会に報告されましたが、その中身は驚くべきものでした。二月十四日付けの朝日新聞でも報道されましたが、企業向け租税により一兆二千億円という巨額の減税がなされており、しかも、資本金百億円超の企業への減税額が七千三百六十五億円と、全体の六二％を占めています。また、安倍政権になつてからの税制改正で減税規模が拡大しており、その規模は、民主党政権時に比べて二・三倍にも大きくなつています。その上で、一社で千八百三十三億円の減税を受けている企業があることも明らかになりました。

これが明らかになったことは、全て私たちが提案した租税透明化法が成立した成果であります。が、まだ十分ではありません。現状では、例えばこの千八百三十三億円の減税を受けている企業グループが、昨年や一昨年はどのぐらい減税を受けていたかという経年変化が分かりません。

租税は税による支出であり、国民の理解、納得を得ることが不可欠です。そのため、私たちは国会で改正案を提出する予定であります。租税の利用状況や利用の偏りを把握するために、経年変化を把握する手段として毎年固定の企業コードを付けることが必要だと考えますが、いかがでしょうか。財務大臣の見解を伺ひます。

以上、アベノミクスの失敗を認めること、軽減税率をやめること、そして、一部の大企業のためではなく国民のための税制を構築することを提案して、私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 尾立源幸議員にお
答えをいたします。

雇用についてのお尋ねがありました。

雇用を増やし、雇用を守ることは政治の最重要
課題であります。

安倍内閣の三年間で雇用の環境は確実に好転し
ています。生産年齢人口がこの三年間で三百三十
五万人と、政権交代前の三年間の約二倍減少する
中でも、正規雇用労働者の全体的なトレンドは好
転し、平成十九年の第一次安倍内閣以来八年ぶり
に、平成二十七年は前年比で二十六万人増加しま
した。

この三年間で正規雇用労働者は三十六万人減少
したとの御指摘がありますが、今申し上げたよう
な生産年齢人口のトレンドの中の数字であり、更
に言えば、民主党政権の平成二十一年から二十四
年の三年間では五十五万人減少しています。

また、百万人以上増えた雇用の多くが非正規雇
用労働者であるとの御指摘がありますが、平成二
十四年から二十七年の三年間で就業者が百五万人
増加する中で、非正規雇用の増加については、景
気回復に伴い、パートなどで働き始めた方が増加
したこと、六十五歳までの雇用確保措置が実施さ
れ、高齢層で雇用が増加したことが大きな要因と
考えています。

非正規雇用についても、不本意ながら非正規の
職に就いている方の割合は前年に比べて低下し、
働き盛りの五十五歳未満では、平成二十五年から
十二四半期連続で非正規から正規に移動する方が
正規から非正規になる方を上回っていますなど、
いわゆる非正規雇用を取り巻く環境は着実に改善
しています。

ちなみに、民主党政権時代における平成二十一
年から二十四年についての雇用者数の伸びは、安
倍内閣の平成二十四年から二十七年の伸びを大幅
に下回っており、自営業者などを合わせた就業者

数の伸びは、民主党政権時代においてマイナスで
あったことを申し添えておきます。

私たちは、この春に取りまとめる二ツポン一億
総活躍プランでは、いわゆる非正規雇用の方の待
遇改善を更に徹底するため、働き方改革の一つの
柱として、同一労働同一賃金の実現に踏み込んで
まいります。

若者もお年寄りも、女性も男性も、難病や障害
のある方も、それぞれの事情に応じて働き方を選
び、何度でもチャンスがある社会、すなわち一億
総活躍社会の実現に向けて全力で取り組んでまい
ります。

平成二十七年の実質成長率の見込みについて
のお尋ねがありました。

平成二十七年の実質GDP成長率について
は、本年一月に閣議決定した政府経済見通しにお
いて一・二％程度と見込んでおり、この見通しを
達成するためには、本年一―三ヶ月に前期比一・
九％、年率に換算すると七・七％の成長が必要に
なると見込まれます。

昨年十一月二期の実質成長率は、記録的な暖
冬の影響などを背景に、前期比マイナス〇・三％
となりましたが、名目雇用者報酬は前年同期比
一・八％増、設備投資も小幅ながら二期連続プラ
スとなっており、二〇一五年暦年で見れば、
名目GDPは二・五％のプラス成長、実質GDP
は〇・五％のプラス成長となっており、名目成長
が実質成長を上回る健全な姿を実現しています。

また、名目GDPは、政権交代後、二十七兆円
増加しています。さらに、企業収益は過去最高と
なり、有効求人倍率は二十四年ぶりの高水準とな
り、就業者数は百万人以上増加しています。こ
うしたことを総合的に踏まえると、ファンダメン
タルズは良好であり、その状況に変化があるとは
認識しておりません。

いずれにせよ、あらゆる政策を総動員していく
ことで潜在成長率を押し上げ、実質二％程度、名

目三％程度を上回る経済成長を実現し、GDP六
百兆円を実現してまいります。

軽減税率制度の導入についてのお尋ねがありま
した。

軽減税率制度は、日々の生活において幅広い消
費者が消費、利活用している商品の消費税の負担
を直接軽減することにより、消費税の逆進性を緩
和しつつ、買物の都度、痛税感の緩和を実感でき
るとの利点があり、この点が特に重要であるとの
判断により、消費税率一〇％への引上げに伴う低
所得者対策として導入を決定いたしました。

軽減税率制度の財源については、今般の税制改
正法案において、平成二十八年度末までに歳入及
び歳出における法制上の措置等を講ずること等が
規定されており、今後、この規定に沿って、政
府・与党で歳入歳出面にわたってしっかりと検
討してまいります。また、これにより、社会保障
と税の一体改革における二・八兆円程度の社会保
障の充実に必要な財源は確保する考えです。

税制抜本改革法において、消費税率引上げに伴
う低所得者への配慮の観点から検討課題とされて
いた軽減税率制度、給付付き税額控除、総合合算
制度の三つの中から、先ほど申し上げた理由によ
り、軽減税率制度をベストなものとして選択いた
しました。

そうした中で、公平、中立、簡素という税の三
原則に関するお尋ねについては、いわゆる消費税
の逆進性が緩和され、いわゆる垂直的公平に配慮
している、また対象品目を酒類、外食を除く飲食
料品とし、通常の飲食料品を全て含むこととする
ことにより、可能な限り経済取引に対して中立的
で簡素な仕組みとなつていくという評価もし得る
ものではないかと考えています。

消費税率引上げについてお尋ねがありました。
国際金融経済分析会合は、伊勢志摩サミットに
向けて、世界経済、国際金融、エネルギー等、幅
広く世界の経済金融情勢について、コロンビア大
学のスティグリッツ教授など国内外の有識者の

方々の見解を伺うものであります。現下の経済状
況についても率直な意見交換を行いたいと考えて
います。

来年度予算の早期成立こそが最大の景気対策で
あります。日本経済のファンダメンタルズは確た
るものと認識しており、現時点において新たな経
済対策や補正予算を編成することは考えておりま
せん。

来年度四月の消費税率一〇％への引上げは、世界
に冠たる社会保障制度を次世代に引き渡す責任を
果たすとともに、市場や国際社会からの国の信認
を確保するためのものであり、リーマン・ショツ
クや大震災のような重大な事態が発生しない限り
確実に実施します。経済の好循環を力強く回して
いくことにより、そのための経済状況をつくり出
してまいります。なお、解散については全く考え
ておりません。

お尋ねの世界経済の大幅な収縮については、
リーマン・ショツクや大震災のような重大な事態
を説明する中で申し上げたものであり、それが実
際に起こっているかどうかは、専門の見地から行
われる分析も踏まえ、そのときの政治判断におい
て決められる事項であると考えています。

なお、仮に消費税率引上げを延期する場合の
様々な影響等については、その時々の経済状況等
にもよることから、一概に申し上げることはでき
ません。

衆議院の定数削減についてお尋ねがありまし
た。

私としては、今回の調査会答申を尊重するとの
立場から、定数十削減については、先月公表され
た平成二十七年国勢調査の結果に基づく区割りの
見直しを行う際に併せて実施するとの方針を既に
お示ししております。この定数の十削減は、中間
年に行われる簡易国勢調査に基づいて行うことと
なるため、調査会答申の指摘にのっとり、制度の
安定性を勘案し、その影響が最小限になるような
方法による必要があると考えています。

今後、各党各会派が答申を尊重し、真摯に議論を行い、早期に結論を得ることによって国民の負担にしっかりと応えていくべきであると考えています。

給付付き税額控除などについてお尋ねがありました。

軽減税率制度は、給付付き税額控除、総合合算制度と並び、消費税率引上げに伴う低所得者への配慮の観点からの検討課題の一つでありました。

給付付き税額控除は、所得が低い方に焦点を絞った支援ができるといった利点はあるものの、

消費税そのものの負担が直接軽減されるものではなく、消費者にとつて痛税感の緩和の実感につながらないという問題、所得や資産の把握が難しいといった問題等があるものと承知しています。他方、軽減税率制度は、給付付き税額控除とは異なり、日々の生活において幅広い消費者が消費、利活用してのる商品の消費税の負担を直接軽減することにより、買物の都度、痛税感の緩和を実感できるとの利点があり、この点が特に重要であるとの判断により導入を決定しました。

軽減税率制度の導入に伴い、給付付き税額控除は、消費税率引上げに伴う低所得者対策としては実施することはないと考えております。

なお、子育て支援や就業意欲の向上といった一定の政策目的の下、税額控除を行った上、控除し切れない部分を給付するといった措置については、諸外国で導入されている事例も見られるものの、給付付き税額控除と同様の所得や資産の把握が難しいといった問題や、過誤・不正受給といった支給の適正性の確保の問題に加え、既に実施されている同じ政策目的の措置との関係をどのように整理するのかといった課題などがあるものと承知しています。

国税庁の体制整備についてお尋ねがありました。平成二十八年年度予算においては、国家公務員全

体で大幅な定員純減となる中、国税庁の定員については、歳入官庁としての重要性も踏まえ、僅かな純減にとどめるなど、厳しい行財政事情の下、配慮を行っています。

また、国税庁においては、簡易な誤りについては、電話や書面により納税者の自主的な見直しを促しているほか、当局として申告内容の確認を要する場合は、納税者に税務署への来訪を求め、必要は正を行うなど、実地調査以外の手法も適切に組み合わせるなどにより、限られた定員の下で効率的な事務運営を図っております。

税務行政を取り巻く環境は、経済取引の国際化などにより一層厳しさが増しており、政府としては、今後とも、効率化を図りつつ、必要な定員を確保し、税務執行体制の整備に努めてまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣麻生太郎君登壇、拍手〕
○国務大臣(麻生太郎君) 租税特別措置の適用実態調査についてのお尋ねがあつております。

この調査は、租税の利用状況を明らかにして政策の企画立案に役立てていくことを目的としたものでありますことから、こうした目的に照らして、個別企業名まで公表する必要はないという整理が平成二十二年の立法当時からなされておりますのは御存じのとおりです。

このため、適用額の上位十社を示す際にも、いわゆる個別企業名ではなく、毎年度ランダムに割り振ったコード番号を用いております。

御指摘のように、企業固有のコード番号を割り当てて、それを継続的に使用してまいりますことは、個別企業名を類推しやすくなり、また、企業イメージの悪化など、競争上の不利益を生じさせかねないことから、適当ではないと考えております。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 竹谷とし子君。

〔竹谷とし子君登壇、拍手〕

○竹谷とし子君 公明党の竹谷とし子です。

私は、自由民主党、公明党を代表して、ただいま議題となりました所得税法等の一部を改正する法律案について、総理並びに関係大臣に質問させていただきます。

初めに、消費税の軽減税率制度導入について伺います。

今回の税制改正において、明年四月の消費税一〇％時に、加工食品を含めた暮らしに身近な食料品を広く軽減税率の適用対象とすることが決められています。

民主党政権下の二〇一二年六月、民主、自民、公明の三党は、消費税率を一〇％に引き上げ、その増収分全てを社会保障の充実、安定に使う社会保障と税の一体改革に合意しました。それに基づいて修正された税制基本改革法において、消費税引上げで負担が大きくなる低所得者の対策として、総合合算制度、給付付き税額控除、軽減税率の三つを総合的に検討し、対策を講じることとされています。選択肢の一つである給付付き税額控除は、給付の前提となる所得や金融資産の把握が現状では制度上も人員上も困難なことは民主党政権下の財務大臣の発言でも明白であり、一年後に導入することは非現実的です。

そこで、三つの選択肢の中から、社会保障のためにやむを得ない引上げだとしても、せめて毎日の生活に欠かすことができない食料品などの税率は低く抑えてほしいという庶民の率直な思いに添え、さらに、日々の痛税感を和らげるために軽減税率制度を導入することが決定されました。

景気への影響を抑える効果も期待できます。消費税の軽減税率制度は、世界の多くの国々で導入されている標準的とも言える制度であります。今回の軽減税率導入に際しては、区分経理、納

税事務を負つてくださる事業者の方々の負担が大きくなり過ぎないように、インボイス制度導入までの間、これまでの帳簿方式を基準にした簡易な制度にし、さらに、レジの導入やシステム更新の助成、相談窓口の設置など予算面で最大限配慮がなされ、これから具体的に様々な支援がなされていくと考えますが、事業者の方々にも軽減税率制度導入の意義をしっかりと御理解いただき、来年四月に向けて御準備いただくことが、制度を支え、長い将来を考えたときに消費者の安心感につながると思います。

軽減税率制度導入の意義について、さらに円滑導入に向けての決意を安倍総理に伺います。

平成二十八年度税制改正は、企業の収益力を高め前向きな国内投資や賃金引上げを促すこと、また結婚、子育ての希望を実現しにくい状況を克服し、子育てに優しい社会をつくることなどを目指し、決定されました。

今回の改正による法人税率引下げは、法人課税をより広く負担を分かち合う構造へと改革し、稼働力のある企業等の税負担を軽減することにより、企業に対して、収益力拡大に向けた前向きな投資や、継続的、積極的な賃上げが可能な体質への転換を促すことを通じ、民需主導の経済成長を図っていくという意思を改めて示したものと思います。

本格的な景気的好循環をつくり出すためには、地域の雇用を担い、雇用の約七割を占める中小企業の業績が改善することが必須です。三月一日に財務省が発表した直近の法人企業統計では、景気の先行指標と言われる設備投資が前年同期比で八・四％増加しています。これを企業規模で見ると、資本金一千万円から一億円の中小企業で前年比一七・五％と顕著な伸びを示しており、中小企業が経済成長を牽引し始めていると言えます。この流れを今こそ力強く後押しし、加速させなければなりません。

中小企業の法人税率は大企業より低く設定されていますが、赤字企業はその恩恵を受けません。赤字企業も含めた中小企業の設備投資を支援するため、今回の税制改正では、固定資産税の新規購入に係る設備投資減税ともいうべき特例措置が初めて創設されます。また、外形標準課税の拡大に当たっては、中堅企業の負担を抑える配慮措置を抜本的に拡充して、今後二年間、現行制度より中堅企業の負担が拡大しないことが確保されています。いずれも与党内で議論した結果、与党税制協議会において決定されました。

また、販売促進手段が限られる中小法人を支援するため交際費課税の特例の適用期限を二年延長することや、中小企業等の特例減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の期限を二年延長することが規定されています。

さらに、与党税制改正大綱において、地域社会に貢献する重要な存在である個人事業者の事業承継時の負担軽減措置の創設等について今後検討されることと規定されました。

そこで、地域の経済、雇用を支える中堅企業、中小・小規模事業者を守る意義とそのための今回の税制改正内容について財務大臣に伺います。

次に、法人税率引下げについて伺います。

従前は三四・六二％だった法人実効税率は、平成二十七年に三二・一一％、今回の改正で、平成二十八年度に二九・九七％、さらに平成三十年度には二九・七四％まで引き下げられます。目標としていた二〇％台を改革二年目にして実現することになりました。

また、今回の法人税改革では、課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げるという考えの下、租税特別措置の見直しや建物と一体的に整備される建物附属設備等の減価償却方法の定額法への一本化、中堅企業に配慮した外形標準課税の拡大、欠損繰越控除の見直し等を実施することで法人実効税率引下げの財源を確保することとなっています。

す。社会保障給付の財源を確保するために消費税率を引き上げて国民の皆様に御負担をいただくざるを得ない現下の厳しい財政事情や、企業部門の内部留保、手元資金が増えている状況に鑑みれば、財源なき法人税率引下げは国民の理解を得られません。課税ベースの拡大等により法人税率引下げの財源をしっかりと確保することは、バランスが取れた妥当な決定であり、消費税率の引上げを引き合いに出しての批判は全く当たりません。同時に、経済再生には、法人税率引下げだけではなく、あらゆる方策を取っていくことが必要だと考えます。

法人実効税率二〇％台の実現を受けて、経済の好循環の定着に向け、経済界には、増大した手元資金を活用して、賃上げや投資拡大、さらに中小の取引先企業への支払単価改善などに積極的に取り組むよう求めることも必要だと考えます。

そこで、改めて、今回の法人税率引下げの意義、及び、働く人の賃金引上げや中小企業の利益増大を実現させ、景気的好循環を実現するための取組と総理の決意を伺います。

次に、新たな国際課税ルールを策定する、いわゆるBEPプロジェクトに関連して伺います。

企業活動がグローバル化する中、一部の多国籍企業が行っていた過度な租税回避行為を防止すべく、国際課税ルールを見直し、各国税務当局が協調して対処することを目的として、OECD租税委員会が取りまとめた税源浸食と利益移転行動計画を受け、昨年十月、最終報告書がG20財務大臣・中央銀行総裁会議に提出されました。このプロジェクトは、麻生財務大臣がG7やG20などの場で議論を積極的に主導し、OECDなどの場で議論を先導してきたものと認識しています。

今回の改正で、国際課税の適正化に向けて、多国籍企業のグローバルな活動や納税実態の把握のため、各国が協調して情報収集し、共有する報告制度の枠組み等を構築することになります。企業

の課税逃れを防ぎ適正化することは、国民の利益を守ることにつながります。

改めて、このBEPプロジェクトの意義と日本国民にもたらされる利点、そして今回の改正に盛り込まれた内容について財務大臣に伺い、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手)

○内閣総理大臣 安倍晋三君 竹谷とし子議員にお答えをいたします。

軽減税率制度の導入の意義と円滑導入に向けての決意についてお尋ねがありました。

軽減税率制度は、日々の生活において幅広い消費者が消費、利活用している商品の消費税の負担を直接軽減することにより、消費税の逆進性を緩和しつつ、買物の都度、痛税感の緩和と実感できる利点があり、この点が特に重要であるとの判断により、消費税率一〇％への引上げに伴う低所得者対策として導入を決定しました。

また、平成二十九年四月の軽減税率制度の導入に向け、混乱が生じないよう、政府に必要な体制を整備するとともに、事業者の準備状況等を検証しつつ、軽減税率制度の円滑な導入及び運用に資するための必要な対応を行うこととしております。

その一環として、制度の周知徹底、相談への対応を丁寧に行うとともに、中小の小売事業者等が複数税率に対応するために必要なレジの導入やシステムの改修等に対して資金的に支援することとしており、予備費や補正予算で手当てを行っているところであり、これらの適切な運用により、しっかりと事業者に対応してまいります。

また、いわゆるインボイス制度については、事業者の準備に配慮し、その導入時期を平成三十三年四月とし、それまでの間、簡素な方法によることとしております。

いずれにせよ、事業者の皆様の御理解を得ながら軽減税率制度が円滑に導入できるよう、事業者

の準備状況の検証をしつつ、政府として万全の準備を進めてまいります。

法人税改革など、経済の好循環を実現するための取組についてお尋ねがありました。

今般の法人税改革は、企業が収益力を高め、より積極的に賃上げや設備投資に取り組むよう促す観点から行うものであり、来年度からの法人実効税率二〇％台の実現といった事業環境の整備と併せて、未来投資に向けた官民対話などの場で経済界に対して積極的な取組を要請してきております。

これに対し、経済界からは、設備投資については、昨年、政府による政策対応を前提に、二〇一八年度に八十兆円まで拡大との意欲的な見通しが示され、また、賃上げについても、先週、過去二年の大幅な賃上げの流れに続き、三度目の流れをしっかりと実現できるよう呼びかけを継続していきたいとの回答をいただいたところであり、企業の実際の取組につながることを期待しております。

あわせて、政府としては、例えば、下請等の中小企業の取引条件の改善に取り組んでいるほか、中小企業の生産性向上に向けた設備投資支援として固定資産税の大胆な減税等を行っており、また、最低賃金についても年率三％程度を目途に引き上げ、全国加重平均で千円を目指してまいります。

今後とも、経済の好循環を確実なものとし、アベノミクスの成果を国民の皆様に一層実感いただけるよう、各種の政策にしっかりと取り組んでまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣麻生太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(麻生太郎君) 中堅・中小企業に関する税制改正の内容についてお尋ねがあつております。

中堅・中小企業は地域で雇用を支える重要な役

所得税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○議長(山崎正昭君) 小池晃君。

(小池晃君登壇、拍手)

○小池晃君 日本共産党の小池晃です。

私は、会派を代表して、所得税法等の一部を改正する法律案について、安倍総理に質問します。

具体的には、法人税改革を進める中で、中小零細企業は法人事業税の外形標準課税の拡大や欠損繰越控除の見直しの対象からは除外いたしております。また、中堅企業につきましても、外形標準課税の拡大により負担増が生じる場合は、その一部を軽減いたします。

さらに、中小企業設備投資の支援として、課税標準額を三年間、価額の二分の一にする固定資産税の特例を新たに設けるほか、法人税におきましても少額の資産を取得した場合の損金算入の特例など、中小企業向け政策税制を引き続き維持するということといたしております。

また、BEPs、ベシック・エロージョン・プロフィット・シフティング、通常BEPsと言われる税源浸食、利益移転というこのプロジェクトの意義と利点、今回の税制改正に盛り込まれた内容についてお尋ねがあつております。

このプロジェクトの意義は、各国が税制の調和を図り、ビジネスの実態に即した国際課税ルールというものを構築することで、各国税制や国際課税ルールの隙間を利用した多国籍企業によります租税回避を防止することであります。このプロジェクトの実施により多国籍企業の租税回避を防止することで、租税回避を行っておりません日本企業の国際的な競争条件が改善いたしますし、日本企業及び日本国民の利益につながるものと考えております。

なお、二十八年度税制改正において、このプロジェクトを踏まえまして、多国籍企業グループの各国ごとの活動状況に関する情報を国際的に共通の様式に基づき報告するなどの制度を整備することといたしております。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 小池晃君。

私は、会派を代表して、所得税法等の一部を改正する法律案について、安倍総理に質問します。

一昨年の消費増税は、家計と消費を直撃しました。先週の予算委員会でも指摘しましたが、家計消費支出は、増税直後にとどまらず、二年近くがたった今も低迷しています。私の質問に対して総理は、消費増税後の家計消費が予想以上に落ち込み、予想以上に長引いていると述べました。

二年前の国会で私たちは、八%への増税は家計消費に重大な打撃を与え、経済の悪循環の引き金を引くことになるかと警告しました。当時総理は、一時的な影響にすぎないと繰り返し述べましたが、その見通しが誤っていたことを認めたことになりました。総理はその責任をどう認識しているのでしょうか。

今回、食料品などへの税率を八%とすることをもつて軽減税率と称しています。しかし、税率が引き下がるわけではありませんから、せいぜい据置税率と呼ぶべきものであります。そして、一部の税率を八%に据え置いたとしても、消費税率全体を一〇%に引き上げれば逆進性が強まるのではないかという予算委員会での私の質問に、麻生財務大臣は当然のことだと答弁しました。

さらに、公明党の斉藤鉄夫税調会長は、経済誌のインタビューで、将来消費税率は一三から一五%、ひよつとすると欧州のように二〇%になっているかもしれない、そのときでも食べ物等は八%に据え置かれる、将来この幅は大きくなる、そのときに初めて軽減税率の意味が出てくると述べています。

財務省の大臣官房審議官も、福井県で、消費税率一二%の議論になっても身近な飲食料品は八%のまま、国民理解はある程度得られ、引き上げや下がる、税率を上げる決断をする政権はやりや

すくなるだろうと述べたと地元紙で報道されています。

与党や財務省幹部の言うように、今回の軽減税率は消費税率を一五%や二〇%に引き上げたときに初めて意味が出てくるというのであれば、現時点では意味のないものということになります。総理も同じ認識でしょうか。今回の軽減税率の導入は、一〇%を超える更なる消費増税のための準備なのですか。はつきりお答えいただきたい。

消費増税によって価格転嫁の問題は制度に内在する致命的欠陥です。弱い立場の中小零細事業者は消費増税の価格転嫁ができず、制度導入以来苦しめられてきました。二年前の消費増税の影響について日本商工会議所が昨年六月に行ったアンケート調査でも、売上高一千万円以下の事業者のうち、半数は価格に転嫁できず、四分の一は全く転嫁できなかったと答えています。

このような欠陥の上に、更に中小事業者に追い打ちをかけるのが軽減税率の導入に伴うインボイスの導入です。膨大な事務負担が中小事業者に襲いかかります。新たな事務負担に耐えられず、廃業や倒産に至る事業者が増えることは間違いないという事業者の声に、総理はどう答えるのでしょうか。

消費増税は、貧困と格差に追い打ちをかけるものです。来年四月に再増税を強行するなら、三年間で五%から一〇%へ、総額十三兆円、国民一人当たり八万一千円、一世帯当たり十八万四千円ものすさまじい負担増を押し付けることになりま

す。冷え込んだ消費に取り返しの付かない打撃となることは明らかではありませんか。総理は、リーマン・ショックや大震災のような事態でなければ予定どおり増税すると言いますが、既に家計消費の落ち込みは極めて深刻であり、直ちに増税中止の決断をすべきではありませんか。総理の明確な答弁を求めます。

安倍政権は、法人実効税率を二〇%台に引き下げようとしています。昨年末の与党大綱では、法人課税をより広く負担を分かち合う構造へと改革し、稼ぐ力のある企業等の税負担を軽減すること

で企業に投資や賃上げを促すとされました。しかし、黒字企業に減税し、赤字企業に増税するのは、税制の原則である応能負担を正面から否定するものであります。

安倍政権がこれまで行った法人税減税の効果はどうか。この三年間で実効税率は三七%から三二・一%に下がりましたが、法人企業統計によれば、大企業の給与も実質では年間九万円減っています。内部留保は三年間で四十兆円も増えましたが、有形固定資産は増えるどころか逆に減っています。

二〇一五年度の上場企業の配当総額は十兆円を超え、自社株買いは五兆円に上ります。一月からの株価下落を受け、株主還元のための自社株買いはこれから急拡大すると見込まれています。余剰マネーが膨れ上がる一方、实体经济にも家計にも回っていません。こうした中で、法人減税に一体どのような効果があるのか、お答えをいただきたい。

政府は、法人実効税率の引下げで税収が減る分は、課税ベースの拡大、すなわち租税特別措置などの見直しで財源を確保するとしました。

しかし、今年度の税制改正でも聖域とされたのが研究開発減税です。先日公表された政府資料によれば、二〇一四年度の減税額は六千七百四十六億円、全体の〇・一%にも満たない資本金百億円超の企業が五千四百二十三億円と、全体の八割を占めています。中でも、トヨタ自動車一社に一千八十三億円も減税されており、たった一社で全体の六分の一を占めています。これらを公正で妥当なものだと総理は考えるのでしょうか。

日本経団連の税制改正の責任者は、昨年三月の専門誌のインタビューで、実効税率引下げによる減税と租特見直しによる増税の影響を経団連の主

要企業ことに試算し、差引きで減税になるよう、少なくとも増税にならないようにしたと述べています。

中堅企業や中小企業が外形標準課税の課税強化、消費税の増税で苦しむ中で、経団連言いなりに制度設計を進め、アベノミクスの下で史上最高の利益を上げ続けている大企業に減税をばらまき、こうしたやり方のごとに道理があるというのでしうか。

法人実効税率引下げは、経団連が従来から求めていたアジア近隣諸国並みの二五％への引下げの要望を安倍政権が丸のみしたものです。しかし、法人税引下げ競争に対しては、OECDからも、際限のない税収の減少と福祉切捨て、庶民増税につながる懸念が指摘されてきました。これから急速な少子高齢化を迎えるアジア近隣諸国に対し、減税競争の引き金を引けば、近隣窮乏化策となるのは明らかではありませんか。

アジアに競争と分断をもたらす法人税引下げ競争を防止する国際協調のためのイニシアチブこそ、日本の果たすべき役割ではありませんか。そのためにも、法人税減税は中止すべきであります。明確な答弁を求めます。

格差拡大、貧困の広がりの一方、富裕層には富が一極集中しています。アベノミクス三年間のこれまでの株価上昇で、含み資産が百億円以上増えた人が二百人に達しています。

先日、二〇一四年分の申告所得の政府統計が公表されました。それによれば、所得階層別の所得税負担率は、申告所得五千万から一億円までの個人で税負担率が二八・七％となり、それを過ぎると下がり始め、百億円超では一七％となつていきます。超富裕層ほど税負担率が低下するという逆転現象は依然として放置されています。これは、株式譲渡益の所得税率一五％、住民税を含めても三〇％という優遇があるからです。欧米並みの三〇％に引き上げ、格差是正を進めるのは急務の課

題ではないでしょうか。

我が党は、大企業と富裕層優遇の不公平税制を改め、消費税に頼らない税財政の再建策も提案をしております。アベノミクスによるパブルとトリクルダウンの政策を中止をし、家計と中小企業への支援で内需を拡大し、格差と貧困を是正する経済政策への抜本的な転換を求めて、質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手)

○内閣総理大臣安倍晋三君 小池晃議員にお答えをいたします。

一昨年の消費税率引上げの影響についてお尋ねがありました。

一昨年の消費税率八％への引上げが消費に大きな影響を与えたのは事実です。だからこそ、我々は一〇％への引上げを一年半延期しました。この間、我々はしっかりと三本の矢の政策を進めてきました。その結果、名目GDPは二十七兆円増加し、企業収益は過去最高となり、昨年の賃上げ率は十七年ぶりの高水準となるなど、成長軌道に戻ってきています。

なお、足下の個人消費については、記録的な暖冬といった天候要因等を背景に力強さに欠けていますが、雇用・所得環境の改善が続く中で更に持ち直していくことが期待されます。

今後は、より力強い賃金上昇の実現を促すとともに、消費の底上げ効果が発現するよう、最低賃金の引上げを含め、各種政策にしっかりと取り組む、経済の好循環を回すことによってデフレ脱却を確かなものとしていきます。

軽減税率制度の導入の意義についてお尋ねがありました。

消費税の軽減税率制度については、税制抜本改革法第七条に基づく消費税率一〇％への引上げに伴う低所得者への配慮として導入することとしたものであり、更なる消費税増税のための準備との御指摘は当たりません。

軽減税率制度は、給付付き税額控除といった給付措置とは異なり、日々の生活において幅広い消費者が消費、利活用している商品の消費税の負担を直接軽減することにより、買物の都度、痛税緩和を実感できることの利点があり、この点が特に重要であるとの判断により導入を決定しました。

また、年収の低い方の食料品等の消費支出に占める割合は高収入の方よりも高くなっており、消費税が有しているいわゆる逆進性の緩和の観点からも有効であると考えています。さらに、日々の生活の中で痛税緩和の緩和を実感していた、たくさん、消費者の消費行動にもプラスの影響があるものと期待できるのではないかと考えています。消費税の価格転嫁とインボイス制度についてのお尋ねがありました。

消費税については、中小企業を含む事業者の方々が消費税を円滑かつ適正に転嫁できることが重要であり、消費税転嫁対策特別措置法等に基づき、政府一丸となって取り組んでいるところであります。

この結果、中小企業庁が本年一月に実施したアンケート調査によれば、事業者間取引において、全て転嫁できていると回答した事業者が八五・八％であった一方、全く転嫁できていないと回答した事業者が三・四％となっております。しかしながら、これよりよいということではなく、消費者向け取引を含め、小規模事業者の方までしっかりと転嫁できるよう引き続き細かく対応してまいります。

いわゆるインボイス制度については、事業者の準備に配慮し、その導入時期を平成三十三年四月とし、それまでの間、簡素な方法によることとしております。

また、軽減税率制度の導入に向け、制度の周知徹底、相談への対応を丁寧に行うとともに、中小の小売事業者等が複数税率に対応するために必要

なレジの導入やシステムの改修等に対して資金的に支援することとしており、予備費や補正予算で手当てを行っているところであります。

いずれにせよ、軽減税率制度が円滑に導入できるよう、事業者の準備状況の検証をしつつ、政府として万全の準備を進めてまいります。消費税率引上げについてのお尋ねがありました。

日本経済のファンダメンタルズは確かなものと認識しています。一昨年の消費税率八％への引上げによって、個人消費は二四半期連続で前年に比べ二％を超えて落ち込むなど、予想を超えた影響を及ぼしました。デフレ脱却を確かなものとするため、我々は一〇％への引上げを一年半延期し、しっかりと三本の矢の政策を推し進めてまいりました。

その結果、個人消費は二〇一四年十一月期には前期比プラス〇・七％となり、その後も底堅く推移してきました。昨年十一月期には記録的な暖冬の影響もあつて落ち込みましたが、八％への引上げ時と比べ、名目雇用者報酬は二・八％の伸び、失業率は一・四％ポイントの改善、有効求人倍率は一・〇八倍から一・二八倍に上昇するなど、雇用・所得環境の改善が続く中、個人消費も持ち直していくことが期待されています。今後も賃上げの流れを続け、雇用や所得の拡大を通じて経済の好循環を回すことによってデフレ脱却を確かなものとしていきます。

来年四月の消費税率一〇％への引上げは、世界に冠たる社会保障制度を次世代に引き渡す責任を果たすとともに、市場や国際社会からの国の信頼を確保するため、リーマン・ショックや大震災のような重大な事態が発生しない限り確実に実施します。経済の好循環を力強く回していくことにより、そのための経済状況をつくり出していきます。

法人税改革などの効果についてお尋ねがありました。

安倍内閣においては、所得拡大促進税制などの政策税制の活用や法人実効税率の引下げに取り組んできており、そうしたことも一つのきっかけとして、二年連続の大幅な賃上げが実現するなど、経済の好循環が確実に生まれてきたものと考えております。

今般の法人税改革も、企業が収益力を高め、より積極的に賃上げや設備投資に取り組むよう促す観点から行うものであります。経済界も、法人実効税率二〇%台の実現といった事業環境の整備を受けて、賃上げや設備投資に積極的に取り組んでいく旨を表明しており、企業の実際の取組につながっていくことを期待しております。

研究開発税制についてお尋ねがありました。

研究開発税制は、その要件を満たせば幅広く利用できる制度であり、利用件数を見ると中小企業にも幅広く利用されております。御指摘のとおり、大企業の利用金額が大きくなっていますが、これは研究開発投資に積極的に取り組んだことの表れでもあると考えております。

また、この制度については、平成二十七年税制改正で一定の見直しを行っており、引き続き様々な観点から取扱いについて検討してまいります。

法人実効税率の引下げについてお尋ねがありました。

安倍内閣では、法人実効税率を国際的に遜色のない水準まで引き下げることを目指して法人税改革を進めてきたものであり、諸外国との税率引下げ競争の引き金になるものとは考えておりません。

来年度には目標としていた二〇%台を実現しますが、課税ベースの拡大等により必要な財源はしっかりと確保しており、大企業に減税をばらまくとの批判は当たりません。

株式譲渡益に対する課税についてお尋ねがありました。

金融所得に係る分離課税の税率に関しては、平成二十六年から上場株式等の配当及び譲渡益について、地方税を含め一〇%の軽減税率を廃止し、地方税を含め二〇%の本則税率としたところであります。これにより、御指摘の所得税の負担率は高所得者ほど上昇する傾向が見られ、所得再配分機能の回復に一定の効果があったのではないかと考えています。

今後の税率の水準については、経済社会の情勢の変化や税制全体の在り方の中で位置付け等も踏まえつつ検討する必要があるものと考えております。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これにて質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時十二分散会

出席者は左のとおり。

議長		副議長	
山崎 正昭君	奥石 東君	清水 貴之君	和田 政宗君
河野 義博君	佐々木さやか君	藤巻 健史君	浜田 和幸君
平木 大作君	矢倉 克夫君	儀間 光男君	中野 正志君
石川 博崇君	新妻 秀規君	宮本 周司君	東 徹君
中山 恭子君	秋野 公造君	竹谷とし子君	横山 信一君
藤川 政人君	三原じゅん子君	室井 邦彦君	江口 克彦君
山本 博司君	谷合 正明君	若松 謙維君	長谷川 岳君

中原 八一君	片山虎之助君	二之湯武史君	長峯 誠君
浜田 昌良君	長沢 広明君	中泉 松司君	豊田 俊郎君
杉 久武君	福岡 資麿君	柘植 芳文君	滝波 宏文君
松下 新平君	岡田 直樹君	大沼みずほ君	大野 泰正君
山本 香苗君	魚住裕一郎君	古賀友一郎君	上月 良祐君
山口那津男君	西田 実仁君	島田 三郎君	島村 大君
荒木 清寛君	丸川 珠代君	高野光二郎君	高橋 克法君
世耕 弘成君	衛藤 晟一君	西田 昌司君	赤石 清美君
島尻安伊子君	北村 経夫君	青木 一彦君	山田 俊男君
酒井 庸行君	堂故 茂君	森 まさこ君	丸山 和也君
森屋 宏君	吉川ゆうみ君	古川 俊治君	塚田 一郎君
山下 雄平君	山田 修路君	吉田 博美君	石井 準一君
渡邉 美樹君	堀内 恒夫君	二之湯 智君	松村 祥史君
阿達 雅志君	三宅 伸吾君	磯崎 陽輔君	佐藤 信秋君
三木 亨君	舞立 昇治君	猪口 邦子君	溝手 顕正君
堀井 巖君	羽生田 俊君	柳本 卓治君	山本 一太君
馬場 成志君	渡辺 猛之君	林 芳正君	橋本 聖子君
赤池 誠章君	中西 健治君	木村 義雄君	小坂 憲次君
井原 巧君	石井 正弘君	鴻池 祥肇君	尾辻 秀久君
石田 昌宏君	牧野たかお君	森本 真治君	磯崎 哲史君
熊谷 大君	大家 敏志君	石上 俊雄君	山本 太郎君
宇都 隆史君	上野 通子君	又市 征治君	安井美沙子君
岩井 茂樹君	磯崎 仁彦君	小西 洋之君	石橋 通宏君
石井 浩郎君	野上浩太郎君	大野 元裕君	主濱 了君
藤井 基之君	小泉 昭男君	谷 亮子君	西村まさみ君
中川 雅治君	野村 哲郎君	斎藤 嘉隆君	小見山幸治君
愛知 治郎君	末松 信介君	徳永 エリ君	田城 郁君
松山 政司君	山谷えり子君	難波 奨二君	滝沢 求君
宮沢 洋一君	岡田 広君	江崎 孝君	有田 芳生君
金子原二郎君	有村 治子君	金子 洋一君	牧山ひろえ君
岸 宏一君	武見 敬三君	林 久美子君	風間 直樹君
鶴保 庸介君	関口 昌一君	大島九州男君	石井みどり君
伊達 忠一君	中西 祐介君	尾立 源幸君	大久保 勉君
平野 達男君	行田 邦子君	白 眞勲君	那谷屋正義君
井上 義行君	田中 茂君	足立 信也君	藤本 祐司君
荒井 広幸君	脇 雅史君	片山さつき君	佐藤 正久君
松沢 成文君	糸数 慶子君	小林 正夫君	藤田 幸久君

神本美恵子君		榛葉賀津也君	議長の報告事項
大塚 耕平君	野田 国義君	去る二月二十四日議長において、次のとおり調査	
中曽根弘文君	長浜 博行君	会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
相原久美子君	小川 勝也君	国の統治機構に関する調査会委員	
小川 敏夫君	郡司 彰君	辞任	
加藤 敏幸君	渡辺美知太郎君	高野光二郎君	補欠
柴田 巧君	山口 和之君	滝波 宏文君	高橋 克法君
吉良よし子君	吉田 忠智君	武見 敬三君	
薬師寺みちよ君	真山 勇一君	同日次の本院提出案を衆議院に送付した。	
山田 太郎君	辰巳孝太郎君	自殺対策基本法の一部を改正する法律案	
福島みずほ君	川田 龍平君	同日次の議案を衆議院に送付した。	
松田 公太君	倉林 明子君	戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案(第百	
蓮 舫君	広田 一君	八十九回国会衆議院提出本院継続審査)	
藤末 健三君	小野 次郎君	同日議員から次の質問主意書が提出された。	
アントニオ猪木君	紙 智子君	安保法制における実施区域指定に関する質問主	
田村 智子君	水岡 俊一君	意書(藤末健三君提出)(第六二二号)	
津田弥太郎君	芝 博一君	後方支援活動等を行う自衛隊員の安全配慮に関	
寺田 典城君	仁比 聡平君	する質問主意書(藤末健三君提出)(第六三三号)	
浜野 喜史君	水野 賢一君	北朝鮮による「特別調査委員会」の解体などに関	
羽田雄一郎君	増子 輝彦君	する質問主意書(有田芳生君提出)(第六四号)	
福山 哲郎君	櫻井 充君	同日次の質問主意書を内閣に転送した。	
小池 晃君	井上 哲士君	消費者庁、消費者委員会及び国民生活センタ―	
吉川 沙織君	柳澤 光美君	の地方移転に関する質問主意書(牧山ひろえ君	
直嶋 正行君	北澤 俊美君	提出)(第六〇号)	
前田 武志君	田中 直紀君	大阪市立住吉市民病院の廃止に伴う病院再編計	
江田 五月君	山下 芳生君	画に関する再質問主意書(辰巳孝太郎君提出)	
市田 忠義君		(第六一号)	
去る二月二十五日衆議院から予備審査のため次の			
議案が送付された。			
消費税の逆進性を緩和するための給付付き税額			
控除の導入等に関する法律案(古川元久君外三			
名提出)(衆第九号)			
格差是正及び経済成長のために講ずべき税制上			
の措置等に関する法律案(古川元久君外三名提			
出)(衆第一〇号)			
去る二月二十六日内閣から次の議案が提出され			
た。			
国立大学法人法の一部を改正する法律案(閣法			
第三五号)			
漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船			
損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正			
する等の法律案(閣法第三六号)			
海上交通安全法等の一部を改正する法律案(閣			
法第三七号)			
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され			
た。			
投資の相互促進及び相互保護に関する日本国と			
オマーン国との間の協定の締結について承認を			
求めるの件(閣法第二号)			
投資の相互促進及び相互保護に関する日本国と			
イラン・イスラム共和国との間の協定の締結に			
ついて承認を求めるの件(閣法第三号)			
所得に対する租税及びある種の他の租税に関す			
る二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防			
止のための日本国とドイツ連邦共和国との間の			
協定の締結について承認を求めるの件(閣法第			
四号)			
所得に対する租税に関する二重課税の除去並び			
に脱税及び租税回避の防止のための日本国とチ			
リ共和国との間の協定の締結について承認を求			
めるの件(閣法第五号)			
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び			
脱税の防止のための日本国政府とインド共和国			
政府との間の協定の締結について承認を求める			
の件(閣法第六号)			
社会保険に関する日本国とフィリピン共和国と			
の間の協定の締結について承認を求めるの件			
(閣法第七号)			
特定国立研究開発法人による研究開発等の促進			
に関する特別措置法案(閣法第三二二号)			
人事訴訟法等の一部を改正する法律案(閣法第			
三三三			

去る一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国家基本政策委員

辞任

鶴保 庸介君

小川 敏夫君

予算委員

辞任

三木 亨君

三宅 伸吾君

山下 雄平君

大久保 勉君

風間 直樹君

小西 洋之君

西村まさみ君

広田 一君

石川 博崇君

竹谷とし子君

小池 晃君

福島みずほ君

決算委員

辞任

平木 大作君

井上 哲士君

行政監視委員

辞任

宮沢 洋一君

新妻 秀規君

議院運営委員

辞任

石上 俊雄君

藤本 祐司君

森本 真治君

懲罰委員

辞任

蓮 舫君

補欠

山下 雄平君

大久保 勉君

補欠

中川 雅治君

宮沢 洋一君

鶴保 庸介君

小川 敏夫君

蓮 舫君

石上 俊雄君

森本 真治君

藤本 祐司君

新妻 秀規君

平木 大作君

井上 哲士君

吉田 忠智君

補欠

竹谷とし子君

大門実紀史君

補欠

三宅 伸吾君

石川 博崇君

補欠

小西 洋之君

広田 一君

西村まさみ君

補欠

風間 直樹君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

地方税法等の一部を改正する等の法律案(閣法第二一号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第二二号)

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)

所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第一六号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを予算委員会に付託した。

平成二十八年度一般会計予算(閣予第三号)

平成二十八年度特別会計予算(閣予第四号)

平成二十八年度政府関係機関予算(閣予第五号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律案(閣法第二八号)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案(閣法第三九号)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

不測の事態における自衛隊員の武器使用の基準に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第六八号)

わが国の防衛に係る空港システム、電力システム、交通システムなどに係るサイバーセキュリティ対策に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第六九号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員牧山ひろえ君提出消費者庁、消費者委員会及び国民生活センターの地方移転に関する質問に対する答弁書(第六〇号)

参議院議員辰巳孝太郎君提出大阪市立住吉市民病院の廃止に伴う病院再編計画に関する再質問に対する答弁書(第六一号)

同日議長は、ペドロ・アグラメント欧州評議会議員会議議長より、同議長の欧州評議会議員会議議長就任に際し発送した祝辞に対する礼状を接受した。

去る二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国家基本政策委員

辞任

山下 雄平君

大久保 勉君

西田 実仁君

補欠

鶴保 庸介君

小川 敏夫君

新妻 秀規君

予算委員

辞任

鶴保 庸介君

小川 敏夫君

山下 雄平君

大久保 勉君

補欠

藤本 祐司君

蓮 舫君

新妻 秀規君

平木 大作君

井上 哲士君

川田 龍平君

東 徹君

平野 達男君

荒井 広幸君

清水 貴之君

竹谷とし子君

大門実紀史君

清水 貴之君

東 徹君

行政監視委員

辞任

松田 公太君

補欠

川田 龍平君

議院運営委員

辞任

広田 一君

補欠

藤本 祐司君

懲罰委員

辞任

風間 直樹君

補欠

蓮 舫君

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

軽減税率制度導入に必要な財源に関する質問主意書(吉川沙織君提出)(第六五号)

通訳案内士の法的地位に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第六六号)

国際約束上の児童ポルノの定義に関する質問主意書(山田太郎君提出)(第六七号)

去る三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国家基本政策委員

辞任

新妻 秀規君

浜田 和幸君

補欠

西田 実仁君

中山 恭子君

予算委員

辞任

中川 雅治君

宮沢 洋一君

石上 俊雄君

広田 一君

森本 真治君

秋野 公造君

西田 実仁君

小池 晃君

松田 公太君

片山虎之助君

清水 貴之君

中山 恭子君

荒井 広幸君

平野 達男君

東 徹君

和幸君

平野 達男君

決算委員

辞任

荒木 清寛君 補欠 竹谷とし子君

田村 智子君 小池 晃君

東 徹君 清水 貴之君

行政監視委員

辞任

三宅 伸吾君 補欠 宮沢 洋一君

山本 博司君 秋野 公造君

川田 龍平君 松田 公太君

議院運営委員

辞任

小西 洋之君 補欠 石上 俊雄君

西村まさみ君 森本 真治君

藤本 祐司君 広田 一君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案(中島克仁君外八名提出)(衆第一二二号)
同日議員から次の質問主意書が提出された。
石垣島への自衛隊配備の問題に関する第三回質問主意書(糸数慶子君提出)(第七〇号)
基準違反の疑いのある「機能性表示食品」の販売問題等に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第七一号)

北朝鮮の「特別調査委員会」解体宣言等に関する再質問主意書(有田芳生君提出)(第七二二号)
去る四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
国家基本政策委員

辞任

中山 恭子君 補欠 浜田 和幸君

予算委員

辞任

島村 大君 補欠 渡辺 猛之君

高野光二郎君 山崎 力君

山本 一太君 渡邊 美樹君

大塚 耕平君

神本美恵子君 増子 輝彦君

西村まさみ君 小西 洋之君

荒木 清寛君 石上 俊雄君

山本 博司君 浜田 昌良君

田村 智子君 杉 久武君

辰巳孝太郎君 倉林 明子君

浜田 和幸君 紙 智子君

吉田 忠智君 和田 政宗君

薬師寺みちよ君 福島みずほ君

平野 達男君 渡辺美知太郎君

荒井 広幸君

決算委員

辞任

小池 晃君 補欠 田村 智子君

渡辺美知太郎君 薬師寺みちよ君

行政監視委員

辞任

渡辺 猛之君 補欠 島村 大君

渡邊 美樹君 山本 一太君

秋野 公造君 山本 博司君

倉林 明子君 大門美紀史君

議院運営委員

辞任

石上 俊雄君 補欠 西村まさみ君

杉 久武君 荒木 清寛君

同日内閣から次の議案が提出された。
中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四六号)
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。
人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案(閣法第四一七号)
衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案(閣法第四二二号)
情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案(閣法第四三三号)

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四四号)

消費者契約法の一部を改正する法律案(閣法第四五号)

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五

条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止

の実施につき承認を求めるの件(閣承認第二二

号)
同日議長は、次の公聴会開会承認要求を承認し

た。
公聴会開会承認要求書

一、議案の名称

平成二十八年度一般会計予算

平成二十八年度特別会計予算

平成二十八年度政府関係機関予算

一、公聴会の問題 平成二十八年度総予算につ

いて

一、開会の日 平成二十八年三月十日

右のとおり議決した。よつて参議院規則第六十

二条により承認を求めます。

平成二十八年三月四日

参議院議長 山崎 正昭殿

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員藤末健三君提出安保法制における実

施区域指定に関する質問に対する答弁書(第六

二二号)

参議院議員藤末健三君提出後方支援活動等を行

う自衛隊員の安全配慮に関する質問に対する答

弁書(第六二三号)

参議院議員有田芳生君提出北朝鮮による「特別

調査委員会」の解体などに関する質問に対する

答弁書(第六四四号)

同日内閣から、財政法第四十六條第二項の規定に

よる平成二十七年第三・四半期における予算使

用の状況の報告を受領した。

同日内閣から、財政法第四十六條第二項の規定に

よる平成二十七年第三・四半期における国庫の

状況の報告を受領した。

一昨七日議長において、次のとおり常任委員の辞

任を許可し、その補欠を指名した。

財政金融委員

辞任 眞勲君 補欠 小西 洋之君

厚生労働委員

辞任 眞勲君 補欠 眞勲君

国家基本政策委員

辞任 小西 洋之君 補欠 眞勲君

予算委員

辞任 室井 邦彦君 補欠 藤巻 健史君

行政監視委員

辞任 愛知 治郎君 補欠 中泉 松司君

山崎 力君 高野光二郎君

渡辺 猛之君 島村 大君

渡邊 美樹君 山本 一太君

小西 洋之君 藤末 健三君

藤本 祐司君 西村まさみ君

増子 輝彦君 大塚 耕平君

杉 久武君 荒木 清寛君

浜田 昌良君 新妻 秀規君

紙 智子君 田村 智子君

倉林 明子君 辰巳孝太郎君

藤巻 健史君 室井 邦彦君

荒井 広幸君 平野 達男君

決算委員

辞任 中泉 松司君 補欠 愛知 治郎君

田村 智子君 大門美紀史君

行政監視委員

辞任 島村 大君 補欠 渡辺 猛之君

山本 一太君 渡邊 美樹君

大門美紀史君 倉林 明子君

議院運営委員

辞任

西村まさみ君 藤本 祐司君
荒木 清寛君 杉 久武君

補欠

同日議員から次の質問主意書が提出された。

通称使用に関する質問主意書(藤末健三君提出)

(第七三三号)

日朝ストックホルム合意と管内閣官房長官記者会見に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第七四号)

国の公用車の使用に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第七五号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

不測の事態における自衛隊員の武器使用の基準に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第六八号)

わが国の防衛に係る空港システム、電力システム、交通システムなどに係るサイバーセキュリティ対策に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第六九号)

石垣島への自衛隊配備の問題に関する第三回質問主意書(糸数慶子君提出)(第七〇号)

基準違反の疑いのある「機能的表示食品」の販売問題等に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第七一号)

北朝鮮の「特別調査委員会」解体宣言等に関する再質問主意書(有田芳生君提出)(第七二号)

昨八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財政金融委員

辞任

小西 洋之君 補欠 眞敷君

厚生労働委員

辞任

眞敷君 補欠 小西 洋之君

国家基本政策委員

辞任

藤巻 健史君 室井 邦彦君

補欠

予算委員

辞任

中泉 松司君 愛知 治郎君
山本 一太君 羽生田 俊君
石上 俊雄君 藤本 祐司君
田中 直紀君 相原久美子君
藤末 健三君 小西 洋之君
藤田 幸久君 森本 眞治君
田村 智子君 吉良よし子君
室井 邦彦君 儀間 光男君
山田 太郎君 山口 和之君

補欠

決算委員

辞任

愛知 治郎君 中泉 松司君
大門実紀史君 田村 智子君
山口 和之君 山田 太郎君

補欠

行政監視委員

辞任

羽生田 俊君 末松 信介君
相原久美子君 田中 直紀君

補欠

議院運営委員

辞任

藤本 祐司君 石上 俊雄君
森本 眞治君 藤田 幸久君

補欠

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

内閣委員会

理事 山下 芳生君 (山下芳生君の補欠)

文教科学委員会

理事 赤池 誠章君 (石井浩郎君の補欠)

理事 上野 通子君 (二之湯武史君の補欠)

理事 大島九州男君 (斎藤嘉隆君の補欠)

理事 那谷屋正義君 (神本美恵子君の補欠)

農林水産委員会

理事

山田 俊男君 (野村哲郎君の補欠)
小川 勝也君 (徳永エリ君の補欠)

経済産業委員会

理事

山下 雄平君 (磯崎仁彦君の補欠)
安井美沙子君 (加藤敏幸君の補欠)
倉林 明子君 (倉林明子君の補欠)

国土交通委員会

理事

豊田 俊郎君 (大野泰正君の補欠)
渡辺 猛之君 (森屋宏君の補欠)
広田 一君 (田城郁君の補欠)

環境委員会

理事

高野光二郎君 (上月良祐君の補欠)
滝沢 求君 (高橋克法君の補欠)
水野 賢一君 (水岡俊一君の補欠)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件(閣条第八号)

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第四七号)

行政機関等の保有する個人情報適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律案(閣法第四八号)

民法の一部を改正する法律案(閣法第四九号)

森林法等の一部を改正する法律案(閣法第五〇号)

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五一号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員吉川沙織君提出軽減税率制度導入に必要な財源に関する質問に対する答弁書(第六五号)

参議院議員有田芳生君提出通訳案内士の法的地位に関する質問に対する答弁書(第六六号)

参議院議員山田太郎君提出国際約束上の児童ポルノの定義に関する質問に対する答弁書(第六七号)

軽減税率制度に関する第三回質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十八年二月十六日

吉川 沙織

参議院議長 山崎 正昭殿

軽減税率制度に関する第三回質問主意書
先般提出した「軽減税率制度に関する再質問主意書(第百九十回国会質問第三八号)」に対する答弁書(内閣参質一九〇第三八号。以下「答弁書」という。)の内容を受け、以下のとおり三度質問する。

一 軽減税率制度導入で約一兆四百億円の減収が伴うとして、その影響を反映させず、消費税率十％引上げ時の増収見込額を十四兆円としていることは誤りである。答弁書二について明確な回答ができないにもかかわらず、政府が消費税率十％への引上げ時の増収見込額を十四兆円と示す資料を提出することは、国民に対し誤解を生じさせる行為ではないか、政府の見解を問う。

二 今回導入を提案されている軽減税率制度について逆進性の緩和にどれだけ効果があるか、また、これまで行われてきた簡素な給付措置について逆進性の緩和にどれだけ効果があつたか、それぞれ収入階級別にデータを示されたい。

三 答弁書五について、平成二十九年四月一日に軽減税率制度を導入すべきとする法的根拠がなく、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六

十八号)の第七条第一号ロにおける「財源の問題」及び「対象範囲の限定」が解決されていないのであれば、同法同条同号ハに基づき簡素な給付措置を続け、その間に「給付付き税額控除」、「総合合算制度」、「複数税率」について総合的に検討すべきではないのか、政府の見解を問う。
右質問する。

平成二十八年二月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員吉川沙織君提出軽減税率制度に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員吉川沙織君提出軽減税率制度に関する第三回質問に対する答弁書

一について

御指摘の政府が提出する「消費税率10%への引上げ時の増収見込額を十四兆円と示す資料」が何を指すかが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難であるが、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十八号。以下「税制抜本改革法」という。)等に基づき、消費税率を五パーセントから十パーセントへ引き上げた場合の増収見込額については、消費税率一パーセント当たりの増収を二・八兆円程度と仮定し、機械的に試算すれば、十四兆円程度となる。また、今国会に提出した所得税法等の一部を改正する法律案(以下「税制改正法案」という。)に基づき、消費税率の軽減税率制度を導入した場合の減収見込額が、一兆四百億円程度となることは、これまでもお示してきたとおりである。

二について
税制改正法案に基づく消費税率の軽減税率制度の導入による消費税負担の収入に対する割合の

軽減度合いについては、総務省統計局の家計調査において公表されている平成二十五年度の二人以上世帯の消費支出金額等を用いて、一定の前提の下、機械的に試算すれば、例えば、年間収入千五百万円以上の世帯では〇・一パーセントポイント程度となる一方、年間収入二百万円未満の世帯では〇・五パーセントポイント程度となり、低所得世帯の方が大きくなることから、当該軽減税率制度の導入は、いわゆる消費税の逆進性の緩和につながるものである。

また、簡素な給付措置については、市町村民税の均等割が非課税となる収入額は個人により異なるため、市町村民税の均等割が課税されていない個人(課税されている者の扶養親族等を除く。)を対象としている簡素な給付措置の給付対象者の収入額も個人により異なること等から、収入階級別にデータをお示しすることは困難である。

三について

先の答弁書(平成二十八年二月十六日内閣参質一九〇第三八号)三及び四について及び五についてお答えしたとおり、税制抜本改革法第七条第一号イ及びロにおいては、消費税率引上げを踏まえて、低所得者に配慮する観点から、総合合算制度、給付付き税額控除及び複数税率(消費税の軽減税率制度をいう。)の導入について検討することとされている。

こうした中、消費税の軽減税率制度については、総合合算制度及び給付付き税額控除とは異なり、日々の生活において幅広い消費者が消費・利活用している商品の消費税負担を直接軽減することにより、消費者にとつて、買物の都度、痛税感の緩和を実感できるとともに、いわゆる消費税の逆進性を緩和できるといった点に特に重要と判断し、これを導入することとしたところである。

消費税の軽減税率制度の導入時期を平成二十

九年四月一日とすることとしたのは、税制抜本改革法第七条第一号ロに基づく消費税率の引上げに伴う低所得者への配慮であることに鑑み、消費税率が十パーセントに引き上げられる平成二十九年四月一日と同じ時期としたものである。

なお、消費税の軽減税率制度については、その適用対象も含め、税制改正法案において、明確な定義等を行っており、また、税制改正法案附則第七十条において、消費税の軽減税率制度の導入に当たり、財政健全化目標を堅持するとともに、社会保障の安定財源の確保の在り方に係る基本的な考え方にのっとり、安定的な恒久財源を確保するために、平成二十八年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保すること等としていっているところである。

年金積立金の運用リスク等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年二月十七日

参議院議長 山崎 正昭殿

藤末 健三

年金積立金の運用リスク等に関する質問主意書

「衆議院議員長妻昭君提出GPIFにおける年金積立金の運用リスク等に関する質問に対する答弁書(内閣衆質一八七第三〇号。以下「答弁書」という。))について、以下の点を確認したい。

一 答弁書一から三までについてで、年金積立金の運用利回りの算定の考え方は、「今回の財政検証を踏まえた見直しにおいても変わっていない」、また、「年金積立金の実質的な運用利回り

を最小限のリスクで確保するという考え方は変わるものではない」としているが、株価の下落に伴い、一時的に数兆円を超える巨額の損失が実際に発生している。このような状況を踏まえても算定の考え方は変わっていないといえるのか。

二 答弁書一から三までについてで、「年金積立金の運用利回りについては、従前から、財政検証の際に、社会保障審議会において審議を行っており、今後も同審議会における議論を踏まえて対応してまいりたい」としているが、実際に対応を行っているのか、行っているとしたら具体的な対応を示されたい。
右質問する。

平成二十八年二月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員藤末健三君提出年金積立金の運用リスク等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出年金積立金の運用リスク等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「年金積立金の運用利回りの算定の考え方」とは、従前から、年金積立金の運用利回りを長期金利に分散投資効果を加えて算定してきたことを指すと考えられるが、御指摘の衆議院議員長妻昭君提出GPIFにおける年金積立金の運用リスク等に関する質問に対する答弁書(平成二十六年十月二十四日内閣衆質一八七第三〇号)一から三までについてにおいては、平成二十六年の財政検証を踏まえた年金積立金の運用利回りの見直しも、この従前からの考え方に基づき行われた旨を答弁したものである。
年金積立金の運用利回りについては、従前か

ら、少なくとも五年ごとに行われる財政検証の際に、社会保障審議会において審議を行っており、次回の財政検証の際も同審議会における議論を踏まえて対応してまいりたい。

子どもの医療費自己負担額の格差は正に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年二月十七日

参議院議長 山崎 正昭殿 藤末 健三

子どもの医療費自己負担額の格差は正に関する質問主意書

厚生労働省が平成二十七年三月二十七日に公表した平成二十六年年度の「乳幼児等に係る医療費の援助についての調査」結果によると、全ての都道府県及び市区町村が独自に子どもに係る医療費助成を行う一方で、その助成制度は全国一律ではなく、対象となる子どもの年齢、親の所得制限の有無、一部負担金の有無など子どもの医療費の自己負担額に大きな格差が生じていることが改めて示されている。現在、厚生労働省において有識者による「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会」で子どもの医療費自己負担額の在り方等について検討が行われている最中と承知しているが、居住する地域における医療費の自己負担額が高額のために子どもが受診を控えるといった不公平な事態が発生しないよう対策を急ぐ必要があると考える。そこで以下五点について政府の見解を示されたい。

- 一 地方自治体における独自の子どもの医療費助成制度に対する評価及び医療費自己負担額の格差に対する見解はいかがか。
- 二 子どもの医療費助成を行う地方自治体に対し

て、国民健康保険に係る国庫負担金等の減額を行う現行制度の見直しを求める地方自治体等からの意見に対する見解はいかがか。

三 子どもの医療費自己負担額の軽減が少子化対策及び子どもの貧困問題対策に与える効果について見解はいかがか。

四 国の財政負担により一律に子どもの医療費自己負担額の更なる軽減を図ることと格差を是正する必要があると考えるが見解はいかがか。

五 「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会」の今後の予定及び検討結果等を踏まえた対応策の実施時期について見解はいかがか。

平成二十八年二月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三 参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員藤末健三君提出子どもの医療費自己負担額の格差は正に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出子どもの医療費自己負担額の格差は正に関する質問に対する答弁書

一 について

医療費の一部負担金等は、医療を受ける者とならない者との公平を確保するとともに、適正な受診を促す観点から求めているものであるが、地方公共団体が地方単独事業により自己負担の軽減を図ることについては、各地方公共団体において、地域の実情を踏まえて判断しているものであると考えている。

二及び五について

国民健康保険制度では、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第七十条の規定による療養給付費等負担金（以下「療養給付費等負担金」という。）については療養の給付等によ

する費用等に応じて算定した額を、また、同法第七十二条の規定による調整交付金（以下「調整交付金」という。）については、療養の給付等に要する費用等及び被保険者に係る所得等に応じて算定した額を、それぞれ市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して交付することとされている。地方単独事業による子どもの医療費の一部負担金の軽減等を含め、市町村が負担軽減措置を講ずる場合には、一般的には、当該措置を講じない場合に比べて療養の給付等に要する費用が増加し、これに伴い療養給付費等負担金及び調整交付金（以下「国庫負担金等」という。）の額も増加することになるため、限られた財源を公平に配分する観点から、当該措置を講ずる市町村に対して交付する国庫負担金等の額が、当該措置を講じない市町村に対して交付する国庫負担金等の額と同等になるように調整措置を講ずることとされている。

この調整措置については、地方公共団体等から見直しの要望もあることから、現行制度の趣旨を考慮しながら、その在り方を検討していく必要があるものと認識しており、現在、厚生労働省の「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会」（以下「検討会」という。）において、この調整措置の在り方も含めた子どもの医療の在り方について、幅広い観点から議論が行われているところであり、本年春頃をめどに一定の取りまとめを行う予定である。

また、お尋ねの「検討結果等を踏まえた対応策の実施時期」については、現在、検討会において議論が行われているところであるため、お答えすることは困難である。

三について

政府としては、地域の実情に応じ、少子化対策、子どもの貧困対策等として子どもの医療費の一部負担金の軽減等を実施している地方公共団体もあると承知しており、一般的には、子ど

もの医療費の一部負担金の軽減等は、子育て家庭の経済的負担の軽減につながるものと考えている。

四について

政府としては、子どもの医療費については、子どもが病気になることも安心して医療を受けることができるよう、公的医療保険制度において通常は三割である医療費の自己負担割合を義務教育就学前の子どもについては二割としているほか、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十九条の二の規定に基づく小児慢性特定疾病児童等に係る医療費支給認定保護者に対する小児慢性特定疾病医療費の支給、母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）第二十條の規定に基づく未熟児に対する養育医療の給付等の制度を設けているところである。

これらの施策に加え、国の財政負担により子どもの医療費の一部負担金等を一律に軽減することについては、厳しい財政状況の下、他の子ども・子育て関連施策との均衡等を勘案すると、課題が多く慎重な検討が必要と考えている。

軽減税率制度における対象品目の線引きに関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年二月十七日

参議院議長 山崎 正昭殿 吉川 沙織

軽減税率制度における対象品目の線引きに関する再質問主意書

先般提出した「軽減税率制度における対象品目の線引きに関する質問主意書」（第九十九回国会質問第三四号）に対する答弁書（内閣参質一九〇第三

四号)一から三までについてによれば、政府は、軽減税率制度の適用対象について、事業者及び消費者にとりて分かりやすいものとなるよう関係政省令や通達等の整備を行うとしている。分かりやすい政省令や通達の整備に際しては、解釈に疑義が生じそうな取引の例や事業者及び消費者が間違えそうな例を集積した上で、その改善に向けた議論・検討をしているものと考ええる。

これらの点を踏まえ、改めて以下のとおり質問する。

一 政府は、これまで①飲食料品と外食の線引き、②ケータリング・出張料理等から除かれる有料老人ホーム等で行う飲食料品の提供、③一体商品の取り扱いについて、解釈に疑義が生じそうな取引の例や事業者及び消費者が間違えそうな例をどのような調査により収集しているのか、それぞれお答えいただきたい。

二 国民目線に立った疑問点の収集に努める必要があると考えるが、軽減税率制度の適用対象について、事業者団体や消費者団体にもヒアリングを行っているか。

平成二十八年二月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員吉川沙織君提出軽減税率制度における対象品目の線引きに関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員吉川沙織君提出軽減税率制度における対象品目の線引きに関する再質問に対する答弁書

一及び二について
消費税率の軽減税率制度については、御指摘の「飲食料品」、「外食」、「ケータリング・出張料理等」及び「一体商品」について、今国会に提出

平成二十八年三月九日 参議院会議録第十一号

した所得税法等の一部を改正する法律案以下「税制改正法案」という。において、定義等をはじめとして、明確な規定を設けることとしている。同制度において、個別具体の取引が法令に照らしどのように当てはめられるかについては、個別の設備や販売場面におけるサービスの態様の状況によって決まることになるが、これらは千差万別であることから、御指摘の「解釈に疑義が生じそうな取引の例や事業者及び消費者が間違えそうな例」について調査を行うことは困難である。

税制改正法案は、現在、国会審議中であり、その成立後、可能な限り速やかに、関係政省令や通達等の整備を行った上で、個別具体の取引が法令に照らしどのように当てはめられるか等について、事業者及び消費者に分かりやすく説明してまいりたい。

東日本大震災の応急仮設住宅の供与期間の終了とその対応策に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十八年二月十八日

参議院議長 山崎 正昭殿

徳永 エリ

東日本大震災の応急仮設住宅の供与期間の終了とその対応策に関する質問主意書

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）に被災して避難している人々に係る応急仮設住宅は、災害救助法に基づき無償で提供され、国と協議の下、福島県が延長を行ってきた。平成二十七年六月十五日、福島県は避難者に供されている応急仮設住宅の供与期間を平成二十九年三月末までとするとし、避難指示区域以外からの避難者に対する平成二十九年四月以降の取扱については、災害救助法に基づく応急救助から新たな支援策へ移行すると発表した。福島県はその後、避難指示区域外からの避難者への対応として、平成二十七年十二月七日に移転費用の支援について、また同月二十五日に「帰還・生活再建に向けた総合的な支援策（以下「総合的な支援策」という。）について発表した。

質問主意書及び答弁書

避難指示区域以外からの避難者、いわゆる自主避難者への住宅支援については現行施策のさらなる延長を望む声が全国の避難者から出ており、新たな枠組みに移行した場合の経済的負担（家賃負担）への懸念も広がっている。また今後避難指示区域の解除が進めば、対象範囲・対象者が広がることにもなる。「政府が前面に立つ」とこれまで約束してきたことから、政府として単に福島県に「お任せ」といいという話ではなく、今回の福島県の支援策について国（政府）の見解を質することが重要と考え、以下の通り質問する。

一 福島県の総合的な支援策は、平成二十九年四月以降は避難者が公営住宅の家賃を払って生活する形が基本になっており、家賃への支援は民間賃貸住宅の家賃を公営住宅並みに軽減するための考え方である。そもそも、災害救助法に基づく現行の施策を平成二十九年四月以降も延長するという選択肢も検討すべきではないか。仮に原発事故からの避難者への住宅支援策を変更するとしても、現状では無償の応急仮設住宅等から一律に公営住宅（並み）の家賃負担への移行という形が適切なものか。その場合も、段階的できめ細かな激変緩和措置等が必要ではないか。これらの点について国の見解を問う。

二 仮に全体的には公営住宅（並み）の家賃負担へ移行するとしても、より低所得の避難者（母子家庭、生活保護受給者、低年金などの避難者）に対しては、（当面は家賃無料を継続するなど）公営住宅（並み）よりも家賃負担を軽減する措置を講ずるべきではないか。

三 雇用促進住宅の家賃は公営住宅よりかなり高くUR賃貸住宅に近い。総合的な支援策ではUR賃貸住宅は民間賃貸住宅扱いで家賃補助の対象となるが、雇用促進住宅は家賃補助の対象になつておらず家賃負担が重くなる。これは「公営住宅（並み）の家賃負担」の原則から外れることになるので、雇用促進住宅も家賃補助の対象とすべきではないか。

四 前記一から三の措置を行う際に発生する追加的な財政負担は国が持つべきと考ええるが、どう

五 平成二十九年四月以降も雇用促進住宅やUR賃貸住宅を借り続ける場合は、通常の契約と同じ手続きが必要となり、敷金や保証人などを用意しなければならぬ。雇用促進住宅においては、収入が家賃及び共益費の合計額の三倍以上という要件が課される。結果として、低所得の避難者（母子家庭、生活保護受給者、低年金などの避難者）は住み続けることができなくなる可能性があるのでないか。民間賃貸住宅についても、収入の不安定な状況で地元に住居に保証人も用意できず、新しい住居を確保することが困難になるのではないか。

六 そもそも現在応急仮設住宅として供されている公営住宅等に避難者が引き続き居住できるのかについて、福島県は各都道府県に働き掛けるとしているが、未だ定かではない。避難者が公営住宅等に引き続き居住できるよう、国がインシアティブを取って関係各都道府県に働き掛けるなどすべきではないか。

七 福島県ふるさと住宅移転補助金交付要綱に基づく補助金（福島への帰還に関して家族世帯で十万円、単身世帯で五万円。二年間避難したことと認められれば既に帰還して生活している人も可）は、引越費用が十分にカバーされる訳ではないが、やはり「帰還圧力」と言われても仕方がないのではないか。そもそも、子ども・

被災者支援法（東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律）第二条第二項の「被災者生活支援等施策は、被災者一人一人が第八条第一項の支援対象地域における居住、他の地域への移動及び移動前の地域への帰還についての選択を自らの意思によつて行うことができるよう、被災者がそのいづれを選択した場合であつても適切に支援するものでなければならぬ」との規定が尊重されていないのではないか、この点を国はどう考えるか。

八 総合的な支援策の一環として、避難世帯に対して福島県が実施している「住まいに関する意向調査」について、福島県は応急仮設住宅等に住んでいる人を対象としており、自費でアパートを借りた人や事情があつて応急仮設住宅等から引越した人は対象としていない。意向調査は、それらの人々を含めより広く対象とすべきではないか。

九 「住まいに関する意向調査」の実施が、十二月二十五日の総合的な支援策の発表の後というのは問題ではないか。避難者の意向を把握した上で支援策を考えるべきではないか。今まで各地で行われた説明会で避難者から出た意見も支援策にほとんど反映されていない。避難者の意見を反映するよう、国としても福島県等に促すべきではないか。

平成二十八年二月二十六日、
内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿
参議院議員徳永エリ君提出東日本大震災の応急仮設住宅の供与期間の終了とその対応策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員徳永エリ君提出東日本大震災の応急仮設住宅の供与期間の終了とその対応策に関する質問に対する答弁書

一について

災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）に基づく応急仮設住宅に係る供与期間の延長については、応急救助の実施主体である都道府県知事が内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で決定することとされており、福島県においては、平成二十七年六月十五日に、避難指示区域以外からの避難者に対する平成二十九年四月以降の取扱いについて、同法に基づく応急救助から、新たな支援策へ移行すること等を公表しているところである。

また、政府としては、福島県の復興及び再生の円滑かつ迅速な推進を図るため、住民の帰還促進や生活の再構築等に向けた財政上の措置を講じてきているところであり、同県が、当該財政上の措置等を活用しつつ、同県の状況に即した具体的な支援策を実施してきているところであるが、御指摘の「住宅支援策」については、同県が平成二十七年十二月二十五日に公表し、これに基づく支援策を講ずることとしている。避難指示区域外から避難されている方への帰還・生活再建に向けた総合的な支援策（以下「総合的な支援策」という。）の具体的な在り方に係るものであり、同県の判断によるものと考えている。

二及び三について

お尋ねについては、総合的な支援策の具体的な在り方に係るものであり、一について述べたとおり、福島県の判断によるものと考えている。

四について

一について述べたとおり、政府としては、福島県の復興及び再生の円滑かつ迅速な推進を図るため、住民の帰還促進や生活の再構築等に向

けた財政上の措置を講じてきているところである。

五について

御指摘の雇用促進住宅に入居している者を含め、現在、福島県において、平成二十九年三月末に災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与終了が見込まれる避難者（以下「対象避難者」という。）等を対象として、帰還及び生活再建に向けた住宅の確保状況及び意向等の把握を目的とした「住まいに関する意向調査」を実施していると承知している。その結果を踏まえ、同県において、総合的な支援策による支援が実施されるものと考えている。

六について

一について述べたとおり、災害救助法に基づく応急仮設住宅に係る供与期間の延長については、応急救助の実施主体である都道府県知事が内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で決定することとされている。

なお、「避難指示区域以外からの避難者」の不安の解消及び安定した生活の実現に寄与するため、平成二十六年六月十八日付け国土交通省住宅局長通知により、公営住宅の各事業主体に対して、「避難指示区域以外からの避難者の公営住宅への優先入居の取扱い等について特段の配慮をお願いしているところである。

七について

御指摘の「補助金」は、福島県が、総合的な支援策の一環として、福島県ふるさと住宅移転補助金交付要綱に基づき、応急仮設住宅等に入居する者が自宅等へ移転した場合に、これに要した費用に対し交付することとしているものであると承知しているが、政府として、当該補助金について見解を述べることは差し控えたい。

八について

福島県において、現在、対象避難者等を対象に御指摘の「住まいに関する意向調査」を実施し

ていることは承知しているが、お尋ねについては、当該調査の在り方に係るものであり、同県の判断によるものと考えている。

九について

総合的な支援策については、福島県において、対象避難者等を対象として説明会等を実施し、対象避難者の意見も踏まえた上で、策定されたものと承知している。

北朝鮮の「特別調査委員会」解体宣言等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年二月十八日

有田 芳生

参議院議長 山崎 正昭殿

北朝鮮の「特別調査委員会」解体宣言等に関する質問主意書

北朝鮮が日本による独自制裁の復活と強化に反発して取った対抗措置などについて質問します。

一 政府は本年二月十日、北朝鮮による四回目の核実験と事実上の長距離弾道ミサイル発射を受け、日本独自の対北朝鮮措置（以下「独自措置」とする。）の実施を決定しました。これは、国連安全保障理事会での制裁決議に関する協議が進展しないことを見越して、日本独自の制裁強化策を打ち出したものと理解してよろしいですか。この時期における独自措置の実施が妥当であると判断した根拠について、政府の見解をお示し下さい。

二 北朝鮮は二月十二日、日本が北朝鮮に対する独自措置を決めたことに反発し、日朝ストックホルム合意に基づく日本人に関する包括的な調査を全面的に中止し、「特別調査委員会」を解体すると宣言しました（以下「対抗措置」とする。）。

政府は、独自措置を実施すれば、北朝鮮が対抗措置を取って、このことを事前に想定してしましたか。政府の認識をお示し下さい。

三 政府は、北朝鮮が対抗措置を表明したことに、二〇一四年五月の日朝ストックホルム合意は北朝鮮側によつて破棄されたものと捉えていますか。また、この日朝ストックホルム合意を今後どうするのか、政府の方針についてお示し下さい。

四 政府は、二月十日の「我が国独自の対北朝鮮措置について」の中で、「我が国は、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決するため、何が最も有効な手段かという観点から真剣に検討してきた結果、以下の独自措置を実施することを決定した」としています。政府は、この独自措置によつて、拉致、核、ミサイルといった諸懸案が必ず解決するとの確固たる見通しをお持ちですか。「有効な手段だ」と判断した客観的根拠について、その認識をお示し下さい。

五 菅官房長官は二月十五日の記者会見において、北朝鮮の対抗措置について「極めて遺憾で全く受け入れることができない」と非難した一方で、「対話の窓口を我が国から閉ざすことなく、拉致問題の解決に向けて全力で取り組んでいく姿勢に変わりはない」と述べ、今後も調査再開を要求していく考えを示しています。政府は、今後の調査再開に向けた打開策をすでに持っているのですか。それとも、打開策も持たずに独自措置を国連安全保障理事会の追加制裁決議に先行して実施したのですか。その認識をお示し下さい。

六 加藤拉致問題担当大臣は二月八日、拉致被害者家族会と面会し、日本の独自措置等、政府の取り組みを説明しています。ところが、日朝ストックホルム合意には拉致被害者だけでなく、日本人の遺骨及び墓地、残留日本人、いわゆる

日本人配偶者及び行方不明者も明記されています。政府は拉致被害者家族会以外にも政府の取り組みを説明したのでしょうか。説明をしたのなら、それは家族会以外のどのような人たちでしょうか。もし家族会だけならば、その理由を明確にお示し下さい。

平成二十八年二月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員有田芳生君提出北朝鮮の「特別調査委員会」解体宣言等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出北朝鮮の「特別調査委員会」解体宣言等に関する質問に対する答弁書

一から五までについて

政府としては、北朝鮮の動向や国際社会の対応ぶり等諸般の事情を総合的に勘案し、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決するために何が最も有効な手段かという観点から真剣に検討した結果、今般、我が国独自の対北朝鮮措置を実施することとした。

政府として、御指摘のいわゆる「日朝ストックホルム合意」を破棄する考えはなく、同合意に基づき、日本人に関する全ての問題の解決を目指す考えである。

これ以上の詳細については、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

六について
我が国独自の対北朝鮮措置については、平成二十八年二月十日の記者会見において、菅内閣官房長官が国民に対して説明している。

消費者庁、消費者委員会及び国民生活センターの地方移転に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年二月十九日

牧山ひろえ

参議院議長 山崎 正昭殿

消費者庁、消費者委員会及び国民生活センターの地方移転に関する質問主意書

政府は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成二十六年十二月二十七日閣議決定)に基づき、地方創生を進めていく中で東京一極集中を是正する観点から、政府関係機関の地方移転に係る道府県等の提案を踏まえ、「まち・ひと・しごと創生本部」に設置した「政府関係機関移転に関する有識者会議」による検討を経て、平成二十七年中に政府関係機関移転基本方針を決定することとしている。この地方からの提案に関して、徳島県からは、消費者庁、消費者委員会及び独立行政法人国民生活センター(以下「国民生活センター」という。)の同県への移転が提案され、政府において検討が進められているものと承知している。

政府関係機関の地方移転を検討するに当たっては、昨年十二月に有識者会議が取りまとめた「政府関係機関の地方移転に係る対応方針」(以下「対応方針」という。)において、「①全国の中で、なぜそこに行くのか、②その機関が移転することによって地域の発展につながるか、③そこに移転することによって、その機関のミッションを踏まえ、全国を対象とした国の機関としての機能の維持、向上が期待できるか、④地域における自治体・民間等がどのような協力・受入体制を用意するか、といった点について、国の新たな財政負担は極力抑制し、組織・人員の拡充方向が出されているもの以外は肥大化を抑制することを前提とする」との方針が示されている。

これらを踏まえ、以下、質問する。
一 東京一極集中を是正し、地方の人口減少と地域経済の縮小に歯止めを掛け、地方の再生を図ることは重要な課題であると私も認識している。しかし、政府関係機関の移転を強行すれば、かえって大部分の国民にとって不便なものとなりがねない、ないし国全体としてのデメリットが大きい場合には、移転については極めて慎重に判断しなければならないと考える。また、移転候補となつてはいる政府関係機関が現在所在している地方公共団体と当該政府関係機関の関係性等についても十分な配慮が必要ではないかと考えるが、この両点について政府の見解を明らかにされたい。

二 消費者庁は、特命担当大臣の下で政府全体の消費者保護政策を推進する司令塔機能を果たすことが期待されているとともに、消費者被害事故などの緊急事態に対処し、所管する法制度について多数の関係省庁と調整の上で迅速な企画立案や法執行をしている。その機能を十全に果たすためには、担当大臣、各省庁及び国会と同一地域に消費者庁が存在することが不可欠である。消費者庁を地方に移転し、テレビ会議の導入や東京分室の設置で対応することは、消費者庁の機能の低下に加え、テレビ会議の相手方も含めて費用の増大を伴うものであり、対応方針に照らして移転は不適当なものではないかと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

三 消費者委員会は、消費者行政全般の監視機能を有し、関係省庁や事業者等からのヒアリングなどの対面業務が不可欠である。消費者委員会が地方に移転しても、地域の発展につながることは見込みにくい上、全員が非常勤である委員の確保の問題が生じるなど、機能の維持・向上が期待できず、対応方針に照らして移転は不適当なものではないかと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

四 国民生活センターは、消費者行政における中核的な実施機関として、消費者庁及び消費者委員会と緊密に連携し、諸問題を検討して関係省庁に意見を述べ、地方消費者行政を支援し、消費者、事業者、地方公共団体及び各省庁に情報提供を行っている。国民生活センターが実施する商品テストに使用する設備・機器を地方に移設又は新設する場合には、莫大な費用が必要となる。また、商品テストの結果に基づいて事業者指導を行う場合、事業者の本社が東京圏に集中しているため、アクセス面の障害が増す。さらに、国民生活センターの研修施設には全国から年間約五千人の研修生が来所しており、同施設が地方に移転するとアクセスや専門家による支援の面から、費用の増大や機能の低下が避けられない。こうしたことから、移転は国民本位の消費者行政につながらず、対応方針に照らして移転は不適当なのではないかと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十八年三月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員牧山ひろえ君提出消費者庁、消費者委員会及び国民生活センターの地方移転に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出消費者庁、消費者委員会及び国民生活センターの地方移転に関する質問に対する答弁書

一について

政府関係機関の地方移転の取組は、東京一極集中を是正するため、地方の自主的な創意工夫を前提に、それぞれの地域資源や産業事情等を踏まえ、地方における「しごと」と「ひと」の好循環を促進することを目的とし、政府機関として

の機能が確保され、運用いかんでは向上も期待できるものについて、道府県からの条件整備の案を付した機関誘致の提案を受け、必要性や効果につき検証した上で、移転すべき機関等を決定し、実施することとしている。

道府県からの提案については、今年度中の政府関係機関移転基本方針の決定に向け、提案に係る政府関係機関の所在する地方公共団体を含め、提案した道府県等及び関係省庁等の双方からの意見を聴きつつ検討作業を進めているところである。

二から四までについて

徳島県から提案を受けた消費者庁、消費者委員会及び独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）の地方移転に係る検討に当たっては、御指摘のような点も含め、内閣官房が平成二十七年十二月十八日に公表した「政府関係機関の地方移転に係る対応方針」に沿って、徳島県への移転によって消費者庁、消費者委員会及び国民生活センターの機能の維持及び向上が期待できるか等の観点から、どのような課題があるのかを抽出し、それを解決できるかどうかについて、試行も行いながら十分検討することとしている。現在、このような方針の下、検討作業を進めているところであることから、お尋ねについてお答えすることは困難である。

大阪市立住吉市民病院の廃止に伴う病院再編計画に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十八年二月二十二日

辰巳孝太郎

参議院議長 山崎 正昭殿

大阪市立住吉市民病院の廃止に伴う病院再編計画に関する再質問主意書

本年一月二十一日に私が提出した「大阪市立住吉市民病院の廃止に伴う病院再編計画に関する質問主意書（第百九十回国会質問第二二二号）」に対する答弁書（内閣参画一九〇第二二二号。以下「答弁書」という。）の「五及び六について」によって、都道府県医療審議会の意見として委員の賛否を付した病院再編計画は他になく、大阪府医療審議会における委員の賛否が付され反対多数の意見が表明された「大阪市立住吉市民病院の廃止に伴う病院（医療機能）再編計画」（以下「本計画」という。）が、前代未聞の計画であることが明らかになった。本計画に政府が同意することは、住民の理解を得られていない計画に政府がお墨付きを与えるという悪しき前例を作るものであつて、将来にわたって禍根を残すことになり、絶対に認められない。そのことを踏まえ、以下更に質問する。

一 二月十五日、本計画への同意手続の過程において大阪府から厚生労働省地域医療計画課に一月中旬に提出された追加説明文書が、全て黒塗りの状態で当事務所に開示された。この文書は、大阪府自身が「追加説明」のためのものであると表明しており、大阪府医療審議会の意見書で出された懸念や不安の声に対して大阪府がどのように対応しようとしているかを示す文書として、本計画の特例の申請書と一体をなすものと評価でき、本来公開されるべきものである。それにもかかわらず、厚生労働省が全面非開示とした法的根拠は何か、明らかにされたい。その際、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）上の根拠条文を示すのみならず、当該根拠条文のどの文言に該当するのかを、黒塗りの箇所ごとに、具体的に示されたい。

二 答弁書の「五及び六について」で、「大阪府医療審議会の意見書に記載されている出席議員からの主な意見は、賛否が明らかにされたものではない」と述べられているが、出席議員からの主な意見の中で、具体的にどのような懸念や不安が示されているか明らかにされたい。

あわせて、大阪府医療審議会の意見書の中の「採決の結果」における、「賛成した委員」の人数、「反対した委員」の人数、「賛否を保留した委員」の人数についてもそれぞれ示されたい。

右質問する。

平成二十八年三月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員辰巳孝太郎君提出大阪市立住吉市民病院の廃止に伴う病院再編計画に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員辰巳孝太郎君提出大阪市立住吉市民病院の廃止に伴う病院再編計画に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、厚生労働省において、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第五号第五号の国の機関及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものに該当するものと同等のものであると判断したものである。

二について

お尋ねの「出席議員からの主な意見の中で、具体的にどのような懸念や不安が示されているか」については、大阪府医療審議会の意見書において、賛否が明らかにされたものではないが、「小児科・新生児科病床が二十二床減少することによる影響が懸念される」、「再編計画で大阪市南部地域の小児・周産期医療を確保する

体制が整うのか、「まずは、地元を説得すべきである」等の意見が示されている。

また、お尋ねの「賛成した委員」の人数については一人、「反対した委員」の人数については十二人、「賛否を保留した委員」の人数については四人である。

安保法制における実施区域指定に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年二月二十四日

参議院議長 山崎 正昭殿 藤末 健三

安保法制における実施区域指定に関する質問主意書

第百八十九回国会中、平成二十七年六月二日の参議院外交防衛委員会における、実施区域の選定に関する佐藤正久委員の質問に対して、中谷防衛大臣は「防衛大臣による実施区域の指定の際には、部隊の安全確保の観点から、周辺の状況の観測、確認に適した場所、観測点の存在、万が一状況が急変するような場合に、一時的に避難できる場所の存在、宿营地等の施設までの避難経路、これが確保できることなどを現地の状況に応じて考慮することになります。」と答弁している。この答弁の内容に関し、重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）に定める後方支援活動、及び国際平和と共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第七十七号）に定める協力支援活動（以下「後方支援活動等」という。）に従事する自衛隊員の安全確保の観点から、以下質問する。

一 実施区域を指定する際に現地の状況を考慮するのは当然であるが、後方支援活動等に従事する自衛隊員の安全確保に万全を期すためにも、実施区域の指定についてあらかじめ一定の基準を設けておき、その基準を個別の事案に当てはめるべきと考えるが、一定の基準を設けることについて政府の認識を問う。

二 中谷防衛大臣が答弁の中で言及した「周辺の状況の観測、確認に適した場所、観測点」、「万が一状況が急変するような場合に、一時的に避難できる場所」、「宿营地等の施設までの避難経路」など、実際に実施区域を指定する際に考慮するとされる点は、あらかじめ部隊行動基準（ROE）に規定されるのか。

右質問する。

平成二十八年三月四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員藤末健三君提出安保法制における実施区域指定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出安保法制における実施区域指定に関する質問に対する答弁書

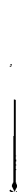
一について

重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）に基づく後方支援活動又は国際平和と共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第七十七号）に基づく協力支援活動の実施に際して、防衛大臣は、自衛隊の部隊等が後方支援活動又は協力支援活動（以下「後方支援活動等」という。）を円滑かつ安全に実施することができるよう当該後方支援

活動等を実施する区域（以下「実施区域」という。）を指定することとされている。後方支援活動等の実施に際しては、自衛隊の部隊等が不測の事態に遭遇することのないよう、戦闘行為の発生状況、支援対象国の軍隊等の展開状況等について考慮し、現に戦闘行為が行われておらず、自衛隊の部隊等が現実には後方支援活動等を行う期間について戦闘行為が発生しないと見込まれる場所を実施区域として指定することとなる。指定の際には、周辺の状況の観測や確認に適した場所の存在、万が一状況が急変するような場合に危険を回避することができる場所の存在、宿营地等の施設までの避難経路の確保ができること等についても、現地の状況に応じて考慮することとなると考えており、後方支援活動等の実施に当たり、自衛隊の収集した情報や支援対象国等から提供された情報に基づき、これらについても十分な検討を行うこととなると考えているが、現地の状況は様々であると想定されることから、御指摘のような「基準」をあらかじめ設けることは考えていない。

二について

お尋ねの「部隊行動基準」については、個別の状況につきその存否や具体的な内容を明らかにすることにより、今後の自衛隊の運用に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。



後方支援活動等を行う自衛隊員の安全配慮に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年二月二十四日

藤末 健三

参議院議長 山崎 正昭殿

後方支援活動等を行う自衛隊員の安全配慮に関する質問主意書

第百八十九回国会中、平成二十七年六月十日の衆議院我が国及び国際社会の平和と安全法制に関する特別委員会における、自衛隊の部隊等の長等による活動の一時休止等の判断に関する高井崇志委員の質問に対して、中谷防衛大臣は「これは、万々が一規定と申しませうけれども、現場の判断で一時休止をする。例えば、活動している現場もしくはその近傍において戦闘行為が行われるに至った場合、また付近の状況から照らして戦闘行為が行われることが予測される場合、また部隊の安全を確保するために必要と認められる場合、こういう場合には、活動を一時休止し、避難するなどして危険を回避する。これは、現場の部隊長、指揮官が判断をし、また実際の活動を行っている隊員は、こういう状況をよく判断して危険を回避するということが規定をされております。余りひどくなるようだとこの活動自体を中断するというような規定もございまして、防衛大臣自体も安全を配慮する規定が盛り込まれていますので、こういった状況をしっかりと判断して任務を行うし、また、やめる決断、こういうこともしっかりとやらせるようにしたいと思っております。」と答弁している。この答弁の内容に関し、重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）に定める後方支援活動、及び国際平和と共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第七十七号）に定める協力支援活動（以下「後方支援活動等」という。）に従事する自衛隊員の安全に対する配慮の観点から、以下質問する。

一 現場の部隊長等が後方支援活動等を一時休止する際の判断基準は、部隊行動基準（ROE）に規定されるのか。

二 防衛大臣が後方支援活動等を中断する際の判

平成二十八年三月九日 参議院會議録第十一号

質問主意書及び答弁書

二〇

断基準は、部隊行動基準(ROE)に規定されるのか。

三 後方支援活動等を一時休止又は中断する判断基準としては、具体的にどのようなものが考えられるか。政府が有している認識を、可能な範囲で誠意をもって示されたい。
右質問する。

平成二十八年三月四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員藤末健三君提出後方支援活動等を行う自衛隊員の安全配慮に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出後方支援活動等を行う自衛隊員の安全配慮に関する質問に対する答弁書

一から三までについて
重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成十一年法律第六十号)に基づく後方支援活動又は国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律(平成二十七年法律第七十七号)に基づく協力支援活動の実施に際して、防衛大臣は、自衛隊の部隊等が後方支援活動又は協力支援活動(以下「後方支援活動等」という。)を円滑かつ安全に実施できるように、現に戦闘行為が行われておらず、自衛隊の部隊等が現実には後方支援活動等を行う期間について戦闘行為が発生しないと見込まれる場所を当該後方支援活動等を実施する区域(以下「実施区域」という。)として指定することとなる。また、後方支援活動等を実施するに当たっては、常に実施区域の情勢に関する情報収集を行うなどして、後方支援活動等を円滑かつ安全に実施できるよう努めることとなる。

その上で、我が国の領域外における後方支援活動等の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者は、後方支援活動については、当該後方支援活動を実施している場所又はその近傍において、戦闘行為が行われるに至った場合又は付近の状況等に照らして戦闘行為が行われることが予測される場合には、当該後方支援活動の実施を一時休止するなどして危険を回避することとされており、また、協力支援活動については、当該協力支援活動を実施している場所若しくはその近傍において戦闘行為が行われるに至った場合若しくは付近の状況等に照らして戦闘行為が行われることが予測される場合又は当該自衛隊の部隊等の安全を確保するため必要と認める場合には、当該協力支援活動の実施を一時休止又は避難するなどして危険を回避することとされている。さらに、当該自衛隊の部隊等からの情報や支援対象国等から提供された情報等を踏まえ、防衛大臣は、実施区域の全部又は一部において、自衛隊の部隊等が後方支援活動等を円滑かつ安全に実施することが困難であると認める場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならないこととされている。

このような仕組みにより、自衛隊の部隊等が後方支援活動等を円滑かつ安全に実施することができると考えているが、後方支援活動等の一時休止又は中断に関することを含め、具体的な運用の在り方については不断に検討していくべきものと考えている。いずれにせよ、お尋ねの「部隊行動基準」については、個別の状況につきその存否や具体的な内容を明らかにすることにより、今後の自衛隊の運用に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

北朝鮮による「特別調査委員会」の解体などに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十八年二月二十四日

有田 芳生

参議院議長 山崎 正昭殿

北朝鮮による「特別調査委員会」の解体などに関する質問主意書

北朝鮮の特別調査委員会は、日本の独自制裁決定を受け、拉致問題をふくむ日本人の調査を全面的に中止し、同委員会を解体することを表明したと、朝鮮中央通信が二月十二日に報じました(以下「この報道とする。この問題について質問します。)

一 政府は、この報道を北朝鮮政府からの正式な通知と認識していますか。また、この報道以外に北京の大使館ルートなどを通じて通知がありましたか、あつたならばどのような内容であるかをお示し下さい。

二 政府は、この報道によつて、二〇一四年五月のいわゆる日朝ストックホルム合意は破棄されたと認識していますか、破棄されていないという認識の場合もふくめて、その理由を具体的に示して下さい。

三 政府は、北京の大使館ルートで抗議をしたと報じられています。その抗議は口頭ですか、文書ですか、いずれにしてもその内容を具体的に示して下さい。また抗議に対して北朝鮮からどんな反応がありましたか、その内容をお示し下さい。

四 北朝鮮の特別調査委員会が日本人の調査を全面的に中止し、同委員会を解体すると表明したことにより、政府はこれから拉致問題などの解決に向けてどのような対応をとるおつもりですか。非公式協議をこれまでどおり進めるかどうかもふくめて、お示し下さい。

か。非公式協議をこれまでどおり進めるかどうかもふくめて、お示し下さい。

右質問する。

平成二十八年三月四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員有田芳生君提出北朝鮮による「特別調査委員会」の解体などに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出北朝鮮による「特別調査委員会」の解体などに関する質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの「正式な通知」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、現時点において、北朝鮮側から政府に対して、御指摘の報道に関する通知はない。

政府として、御指摘のいわゆる「日朝ストックホルム合意」を破棄する考えはなく、同合意に基づき、日本人に関する全ての問題の解決を目指す考えである。

また、政府としては、御指摘の報道で示された北朝鮮側の主張は全く受け入れることができず、北朝鮮側に対して極めて遺憾である旨を伝え、嚴重に抗議した。加えて、我が国として御指摘のいわゆる「日朝ストックホルム合意」を破棄する考えはないことを伝え、ともに北朝鮮が同合意に基づき一日も早く全ての拉致被害者を帰国させるべきことを強く要求した。

これ以上の詳細については、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

四について
お尋ねの「非公式協議」の意味するところが必ず

ずしも明らかではないが、いづれにせよ、政府としては、拉致問題をはじめとする日本人に関する全ての問題の解決に向け全力を尽くしていく考えである。

軽減税率制度導入に必要な財源に関する質問
主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年二月二十九日

参議院議長 山崎 正昭殿
吉川 沙織

軽減税率制度導入に必要な財源に関する質問
問主意書

平成二十七年十二月十七日の財務省「税制メー
ルマガジン第八十六号」参考資料②「軽減税率
制度関係参考資料」では、「社会保障・税一体改革
における軽減税率の財源のあり方」という資料(以
下「同資料」という。)が示されている。

これに基づき、以下質問する。

一 同資料によれば、社会保障の充実には本来、
三・二兆円を充てることができたと、軽減
税率制度導入により二・八兆円になつてしまふ
ということであるが、この点について伺います。

二 政府として、総合合算制度は消費税増収分
における社会保障充実財源二・八兆円の枠内で検
討をしていくということであるが、この点について
伺います。

三 同資料において、軽減税率制度導入時の「消
費税増収分」における社会保障充実財源は二・
四兆円との記載がある。また、これまでの答弁
書では、軽減税率制度導入により一兆四百億
円程度の消費増収の減少が見込まれていることが
確認できている。以上の二点を踏まえると、同
資料中、「消費増収分全体」の金額は十四兆円

から十三兆円に変化し、このうち、「社会保障
の充実」は二・八兆円から二・四兆円に変化す
ることとなるが、「後代への負担づけ回しの軽
減」、「消費税率引上げに伴う社会保障四経費の
増」、「基礎年金国庫負担割合二分の一」の数値
はどのように変化するかお示し願いたい。

四 政府は「社会保障充実財源」について二・八兆
円を維持するとしていますが、その財源は、「消
費税増収分」における社会保障充実財源二・四
兆円に、「社会保障改革プログラム法に基づく
重点化・効率化分〇・四兆円を加えるという
趣旨でよろしいか伺います。

五 社会保障目的税化した消費税の増収が、軽減
税率制度導入により一兆四百億程度減少す
る。今後検討するとされている安定的な恒久財
源の確保について、現時点で具体的な措置内容
をお示しただく必要はないが、社会保障目的
税化した消費税の増収の代わりの財源について
は「社会保障目的税化」するなど使途の明確化を
図るべきと考える。この点について政府の考え
をお伺いする。

平成二十八年三月八日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員吉川沙織君提出軽減税率制度導入に
必要な財源に関する質問に対し、別紙答弁書を
送付する。

参議院議員吉川沙織君提出軽減税率制度導入
に必要な財源に関する質問に対する答弁
書

一、二及び四について
社会保障と税の一体改革における社会保障の
充実の財源としては、消費増収財源二・八兆円程
度及び持続可能な社会保障制度の確立を図るた

めの改革の推進に関する法律(平成二十五年法
律第百二十二号)に基づく重点化・効率化による
財源を充てることとしていたところ、この重点
化・効率化の現時点での見直しは〇・四兆円程
度であり、両者を合わせれば三・二兆円程度と
なる。この財源の中から、「子ども・子育て」、
「医療・介護」、「年金の分野」などにメニューを
示した二・八兆円程度の社会保障の充実の実施
に加え、仮に、消費税率引上げに伴う低所得者
対策として、総合合算制度を実施する場合に
は、これに充てることが想定されていたところ
である。

消費税の軽減税率制度を導入することとした
ことに伴い、総合合算制度は、消費税率引上げ
に伴う低所得者対策としては実施しないことと
なつたが、現時点において重点化・効率化によ
り〇・四兆円程度の財源を確保できる見通しで
あることから、総合合算制度相当額〇・四兆円
程度を軽減税率制度導入の財源一・〇兆円程度
の一部に充てたとともに、残りの〇・六兆円程
度について、安定的な恒久財源を確保すること
により、消費税率一・パーセント分増収に相当す
る社会保障の充実二・八兆円程度を確保できる
見通しである。

三及び五について

先の答弁書(平成二十八年二月十六日内閣参
質一九〇第三八号)一についてでお答えしたと
おり、消費税の軽減税率制度の財源について、
現時点で具体的な措置内容が念頭にあり、一部
は改正する法律案附則第七十条において、平
成二十八年度末までに歳入及び歳出における法
制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒
久財源を確保すること等としており、今後、歳
入及び歳出両面にわたつてしっかりと検討して
まいりたい。

いづれにせよ、先の答弁書(平成二十八年二

月五日内閣参質一九〇第三二号)一についてで
お答えしたとおり、軽減税率制度の導入につ
いて安定的な恒久財源を確保することにより、基
礎年金の国庫負担割合の二分の一の引上げに
要する財源として三・二兆円程度、社会保障の
充実に必要な財源として二・八兆円程度及び消
費税率引上げに伴う社会保障四経費(制度とし
て確立された年金、医療及び介護の社会保障給
付並びに少子化に対処するための施策に要する
費用)の増加に要する財源として〇・八兆円程
度を確保することともに、後代への負担の付け回
しを七・三兆円程度軽減することができると
考えている。

通訳案内士の法的地位に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提
出する。

平成二十八年二月二十九日

有田 芳生
参議院議長 山崎 正昭殿

通訳案内士の法的地位に関する質問主意書
通訳案内士の法的地位を不安定にする動きがあ
るので質問します。

一 内閣府の規制改革会議が本年一月二十八日に
会議を開き、通訳案内士の業務独占は問題であ
ると弁護士が提言しました。政府は、通訳案内
士の業務独占に問題があると認識しています
か。また規制改革会議が通訳案内士の業務につ
いて議論した意図はどこにありますか、その経
緯と理由をお示し下さい。

二 観光庁の統計では、二〇一四年の就業が年間
三十日以下の通訳案内士は、五十パーセント
強、年収二百万円未満の通訳案内士は、五十七
パーセント強とあります。政府は、通訳案内士

平成二十八年三月九日 参議院會議録第十一号

質問主意書及び答弁書

平成二十八年三月八日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員有田芳生君提出通訳案内士の法的地位に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出通訳案内士の法的地位に関する質問に対する答弁書

一について

通訳案内士(通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十号。以下「法」という。))第二条に規定する通訳案内士をいう。の制度は、制度創設後六十年以上が経過し、その間、訪日外国人旅行者の飛躍的な増加等により通訳案内を行うための事業環境が大きく変化し、通訳案内士の地域的な偏在、言語間の偏在、通訳案内士の資格を有しない者による違法な通訳案内等、様々な課題が顕在化しているものと認識している。このよう

な中、政府においては、平成二十六年十二月に、「通訳案内士制度のあり方に関する検討会(以下「検討会」という。))を観光庁に設置し、通訳案内士制度の在り方について、学識者、通訳案内士団体、観光関係事業者、地方自治体等の関係者から意見聴取し、検討しているところである。御指摘の業務独占についても、検討会における議論の対象に含まれるものであるが、その評価について結論は得られておらず、現時点において業務独占に問題があるか否かについてお答えすることは差し控えたい。

五について
これまで法第四十条により法第三十六条の規定に違反した者に該当する者として五十万円以下の罰金に処することとされた事例はない。政府としては、引き続き実態把握に努めつつ、旅行者等と同条の規定の趣旨の周知徹底を図るとともに、同条に違反する行為について通報があった場合には、適切な措置を講じてまいりたい。

二について
御指摘の「観光庁の統計は、観光庁において平成二十五年度に行つた通訳案内士制度の見直しに係る調査を指すものと思われるが、お尋ねの就業状況に関する政府の認識については、当該調査において通訳案内士を対象として資格取得の動機について調査を行ったところ、「語学力を証明するため」、「自己研鑽・趣味のため」等、必ずしも通訳案内士として就業することを目的としていない者が一定数存在することから、一概にお答えすることは困難である。なお、当該調査は、平成二十五年度においてのみ実施しているところである。

六について
政府としては、旅行者からの通報等により、御指摘のような「観光客を安価な商品を高額で販売するなどの悪徳店に連れて行くランドオペレーター」が存することは把握しているが、このような者が無資格通訳案内士を使用しているかどうかについては把握していない。なお、旅行者の委託を受け、運送、宿泊等のサービスの手配を行う業者であるいわゆるランドオペレーターが無資格通訳案内士を使用したとして摘発された事例は、これまでない。

四 政府は、無資格通訳案内士の実態をどのように把握していますか。またそれは許されることと認識されていますか、この二つの問題について具体的に示して下さい。

五 通訳案内士法第三十六条に「通訳案内士でない者は、報酬を得て、通訳案内を業として行つてはならない」とあり、これに違反した者は、「五十万円以下の罰金に処する」(同法第四十条)とあります。しかし、多数の無資格通訳案内士が存在しているにもかかわらず、通訳案内士法施行以来、ただの一人も本法律により摘発されたこともなければ、罰金に処せられたこともありません。政府は、このことについてどのように考えているのですか。今後、無資格通訳案内士を取り締まるつもりはあるのですか。

六 政府は、無資格通訳案内士を使って観光客を安価な商品を高額で販売するなどの悪徳店に連れて行くランドオペレーターの実態をどのように把握していますか、また摘発したケースはどれくらいありますか、この十年間について年度別にお示し下さい。さらに摘発があつたならば、その内容について具体的に示して下さい。

七 政府は、通訳案内士法を改正して、無資格通訳案内士を使って悪徳店などに連れて行くランドオペレーターへの罰則導入を検討する予定はありますか。

右質問する。

なお、規制改革会議(以下「会議」という。))において通訳案内士制度について議論するに至つた経緯は、内閣府に設置されている規制改革「ホットライン」において、平成二十七年十一月、インバウンド・観光に関連する要望を集中的に受け付けたところ、通訳案内士制度に関する

複数の要望が寄せられたことから、平成二十七年十二月二十一日に開催された会議において、通訳案内士制度の見直しについて会議で検討していくことを決めたものである。その後、本年一月二十八日及び二月十日に開催された会議において通訳案内士制度の見直しについて議論を行ったところ、通訳案内士を業務独占の資格としたままでは、急増する訪日外国人旅行者の多様なニーズに対応することは困難ではないかとこの意見が多数出され、引き続き検討していくこととされている。

三及び四について
政府としては、御指摘のような「大手の旅行会社などが、日常的に無資格通訳案内士を雇用している」といった実態は承知していないが、旅行者からの通報等により、通訳案内士の資格を有しない者であつて、報酬を得て、通訳案内を業として行つている者(以下「無資格通訳案内士」という。))の実態を把握するよう努めている。また、通訳案内士の資格を有しない者であつて、報酬を得て、通訳案内を業として行うことは、法第三十六条に違反するものと認識している。

七について
政府としては、旅行者からの通報等により、御指摘のような「観光客を安価な商品を高額で販売するなどの悪徳店に連れて行くランドオペレーター」が存することは把握しているが、このような者が無資格通訳案内士を使用しているかどうかについては把握していない。なお、旅行者の委託を受け、運送、宿泊等のサービスの手配を行う業者であるいわゆるランドオペレーターが無資格通訳案内士を使用したとして摘発された事例は、これまでない。

七について
一について述べたとおり、政府としては、現在、検討会において、通訳案内士制度の在り方について検討を行っているところであり、お尋ねについては、現時点においてお答えすることは差し控えたい。

国際約束上の児童ポルノの定義に関する質問
主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年二月二十九日
参議院議長 山崎 正昭殿
山田 太郎

国際約束上の児童ポルノの定義に関する質問主意書

二〇一六年三月、児童買春や児童ポルノについて、国連女子差別撤廃委員会により対日勧告が行われ、国連特別報告者が国連人権理事事に報告を提出する見込みとなっている。

これらを控え、国際約束上の児童ポルノの定義と日本の負う義務について政府の立場を確認するため、以下質問する。

一 日本が締結済みの国際約束のうち、児童ポルノを定義するものは、「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」、「サイバー犯罪に関する条約」の二つであると認識しているが間違いないか。それ以外に存在する場合には、その名称を列挙されたい。

二 前記一で回答された児童ポルノを定義する国際約束において、児童ポルノの定義に「実在しない児童」について描写されたものを含むものは存在するのか、政府の認識を明らかにされたい。

三 日本が締結済みの国際約束における児童ポルノの定義に「実在しない児童」について描写されたものが含まれないのであれば、日本として、「実在しない児童」について描写されたものについて、児童ポルノとして制限を課す国際約束上の義務を負っていないと考えるが、政府の立場を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十八年三月八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員山田太郎君提出国際約束上の児童ポルノの定義に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山田太郎君提出国際約束上の児童ポルノの定義に関する質問に対する答弁書

一について

我が国が締結している国際約束において、御指摘の児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書（平成十七年条約第二号。以下「児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書」という。）及びサイバー犯罪に関する条約（平成二十四年条約第七号。以下「サイバー犯罪条約」という。）のほかに「児童ポルノ」について定義しているものはないと承知している。

二について

お尋ねの「実在しない児童」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書第二条(c)は、「児童ポルノ」とは、現実の若しくは擬似のあらゆる性的な行為を行う児童のあらゆる表現（手段のいかんを問わない。）又は主として性的な目的のための児童の身体の性的な部位のあらゆる表現をいうと定義しており、同条(c)に規定される「児童」は、実在する児童であると解され、同条(c)に定義される「児童ポルノ」には、およそ実在しない児童を描写したものは含まれないと解される。

一方、サイバー犯罪条約第九条2bは、性的にあからさまな行為を行う未成年者であると外見上認められる者を、同条2cは、性的にあからさまな行為を行う未成年者を表現する写真的影像を、それぞれ視覚的に描写するポルノを「児童ポルノ」として定義しており、描写されている児童が実在するか否かを問わず規制の対象としていることから、サイバー犯罪条約に規定する「児童ポルノ」には、およそ実在しない児童を描写したものを含むと解される。

三について

お尋ねの「児童ポルノ」として制限を課す国際約束上の義務」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、二について述べたとおり、児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書に關して、我が国は、およそ実在しない児童を描写した児童ポルノについて、児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書に規定する義務を負うものではない。

また、我が国は、サイバー犯罪条約に關して、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号。以下「児童ポルノ禁止法」という。）第七条の犯罪に該当する行為以外の行為については、サイバー犯罪条約第九条1d及びe並びに2b及びcの規定を適用しない権利を留保している。児童ポルノ禁止法における「児童ポルノ」の定義については、児童ポルノ禁止法第二条第三項に規定されているところ、先の答弁書（平成二十七年二月十三日内閣参質一八九第一六号）一について述べたとおり、およそ実在しない児童を描写したものであれば、この「児童ポルノ」には該当しないと解される。したがって、我が国は、およそ実在しない児童を描写した児童ポルノについて、サイバー犯罪条約に規定する義務を負うものではない。

〔参照〕

三月九日議長において、左のとおり議席を変更した。

二〇七	山口 和之君
二一三	山田 太郎君
二一九	松田 公太君
二二六	アントニオ猪木君
二三四	
二三五	

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
二番五号 独立行政法人 国立印刷局	〒一〇五―八四四五 区虎ノ門二丁目
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部 二八円 一〇円